

令和6年10月3日

決算特別委員会

阿久根市議会

1 会議名 決算特別委員会

2 日時

- (1) 期日 令和6年10月3日(木)
- (2) 開会 午前9時59分
- (3) 散会 午後3時56分

3 場所 議場

4 出席委員

濱田洋一委員長、高崎良二副委員長、竹之内和満委員、
大野雅子委員、渡辺久治委員、川畑二美委員、
白石純一委員、川原慎一委員、竹原信一行委員、
大田基次委員、牟田学委員、木下孝行委員

5 事務局職員

次長兼議事係長 上脇重樹、議事係主任 松林俊介

6 説明員

財政課

課長 猿楽浩士君
課長補佐兼財政係長 尾上謙一郎君
管財係長兼財産活用推進係長 四郎園佳那君

環境水産課

課長 園田豊君
課長補佐兼生活環境係長 早水英行君
水産係長 松永雄輔君

商工観光課

課長 宮下雅行君
課長補佐兼観光推進係長 船藏真一君
課長補佐兼ふるさと納税推進係長 早水健児君
商工振興係長 大川内広樹君

都市建設課

技監 池田英人君
課長補佐兼管理係長 松山下直樹君
課長補佐兼建設係長 吉屋竜太君
課長補佐兼維持係長 花田伸行君
都市計画係長 宮路隆博君
住宅対策係長 脇園渉君
建築係長 迫口竜一君

教育委員会事務局

生涯学習課

課 長 新 町 勝 利 君

課 長 補 佐 兼 文 化 係 長 大 漉 昭 裕 君

社 会 教 育 係 長 松 永 麻 美 君

スポーツ推進課

課 長 寺 地 英 兼 君

ス ポ ー ツ 係 長 川 邊 啓 一 君

7 会議に付した事件

- (1) 認定第1号 令和5年度阿久根市歳入歳出決算認定について（一般会計）
- (2) 認定第2号 令和5年度阿久根市歳入歳出決算認定について（国民健康保険特別会計）
- (3) 認定第3号 令和5年度阿久根市歳入歳出決算認定について（交通災害共済特別会計）
- (4) 認定第4号 令和5年度阿久根市歳入歳出決算認定について（介護保険特別会計）
- (5) 認定第5号 令和5年度阿久根市歳入歳出決算認定について（後期高齢者医療特別会計）
- (6) 認定第6号 令和5年度阿久根市水道事業会計の決算の認定について

8 議事の経過概要 別紙のとおり

審査の経過概要

○認定第1号 令和5年度阿久根市歳入歳出決算認定について（一般会計）

濱田洋一委員長

昨日に引き続き、決算特別委員会を再開します。

本日の審査も配付した日程の順で進めていきます。

〔環境水産課入室〕

認定第1号を議題とし、環境水産課所管の事項について審査に入ります。

環境水産課長の説明を求めます。

園田環境水産課長

それでは、認定第1号中、環境水産課所管分の事項について御説明いたします。

まず、令和5年度に実施した事業のうち、主要事業の成果説明書から主なものを説明いたします。

まずは環境対策事業の説明になりますが、成果説明書は106ページを御覧ください。

4款1項4目小型合併処理浄化槽設置整備事業については、河川等の公共用水域の水質汚濁防止を図ることを目的に、し尿や生活排水を浄化できる合併処理浄化槽設置を推進する事業になりますが、令和5年度は5人槽86基、7人槽を16基、10人槽を1基の計103基の整備に対し補助したところです。

なお、本事業については、まちづくりビジョンの取組状況等の26ページに記載されており、令和5年度の普及率は目標値64.1%を4%上回っており、事業評価はAとなっております。

次に、107ページの4款2項2目ごみ出し困難者支援事業については、自ら家庭ごみの持ち出しが困難になった方に対し、戸別収集することにより、日常生活の負担を軽減する事業であり、令和5年8月から開始しました。この事業の利用には一定の要件を満たす必要がありますが、令和6年3月末で71世帯の対象者があり、不自由がある方の安全で快適な生活環境の確保と家庭ごみの適正処理を図ることができました。なお、今年度もこの事業への申請は随時受け付けており、引き続きごみ出し困難者の要望に対応してまいります。

次に、108ページの4款2項2目塵芥処理事業については、家庭系一般収集運搬業務委託や資源ごみ中間処理業務委託などが主な事業であり、可燃ごみ3,065トン、不燃ごみ243トン、資源ごみ500トンを収集運搬しており、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることができました。ただし、近年の可燃ごみの収集量は横ばい状況にあり、さらなるごみ減量化に向けて、分別の徹底を図るため啓発活動に努めてまいります。

次に、109ページの4款2項2目生ごみ堆肥化事業については、市民のごみ分別意識向上により、可燃ごみの減量化を図ることを目的に実施した事業になりますが、事業実施前の平成25年と比較し約20%の可燃ごみ削減が実現できたところです。また、副産物として精製した堆肥については、農業者を中心とした農作物を生産する市民に年々普及が広がっている状況です。ただし、以前からのにおい対策などさらなる改善に向けて関係機関等との連携により取組を進めていきます。

次に、水産業に係る説明になりますが、110ページの6款3項2目水産物流通対策事業については、漁獲した魚介類の鮮度維持のため氷代の一部を助成する事業になります。この

事業については、阿久根漁港へ水揚げする大型外来船への補助と地元漁業者に対する補助の2つの事業になります。令和5年度の阿久根漁港水揚げ量1万4553トンのうち、本事業を活用した大型外来船による水揚げ実績は5,572トン、6億3535万円余りであり、全体水揚げ量の38.3%を占めております。

なお、本事業については、まちづくりビジョンの取組状況等の10ページに記載されており、令和5年度の水揚げ量は目標値の1万6192トンになっておりましたが、この数量に及ばず、事業実績はCとなっております。

次に。

〔白石純一委員「委員長」と呼ぶ〕

白石純一委員

ええとですね、まちづくりビジョンの何ページにあるようにと言われても、すぐそこに、見るのがちょっと時間をいただければと思います。

濱田洋一委員長

資料が変わるときには若干時間を設けていただければと思います。

もう一度、よろしいですか。

園田環境水産課長

それでは、再度御説明いたします。

この水産物流通対策事業等については、まちづくりビジョンの取組状況等の10ページになります。

こちらに記載されており、令和5年度の水揚げ量は目標値に及ばず、事業評価はCとなったところでもあります。

続きまして、113ページになりますが、6款3項2目漁業用機器等修理費補助事業については、漁業操業に使用する漁船用のエンジンや機器類の修理に係る補助事業であり、この修理費用が経営の大きな負担となっていたため、その支援として、補助率2分の1以内の上限50万円で、57件の事業を実施したところです。

次に、115ページの6款3項2目、漁業後継者就業支援交付金については、将来の漁業担い手の確保・育成のため、新規就業者の就業初期段階を支援するための事業ですが、令和5年度の新たな申請はなかったところであり、継続の対象者1名に対して支援したところです。ただし、年齢要件で事業対象にならなかったものの60代の方が1名新規就業されたところでもあります。

なお、本事業については、まちづくりビジョンの取組状況等の10ページに記載されており、事業評価はDとなっております。

次に、116ページの6款3項2目漁業用燃油価格高騰対策支援事業については、燃油価格の高騰が恒常化し漁業者の厳しい経営状況が継続していたため、令和4年度に引き続き、令和5年4月から令和6年2月までの期間で漁業活動に使用した燃油に対し1リットル当たり30円を補助し、漁業経営の安定化を図ったものです。この事業により延べ148名の漁業者への支援ができたところです。

次に、117ページの6款3項2目水産加工業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業については、市内の水産加工業者が輸出事業拡大を目指すため、輸出先国の基準や海外ニーズに対応した施設及び機器等を整備する必要があり、補助率の2分の1以内の国の事業を活用したものです。この事業による機器導入により、輸出先国の基準を満たした商材の加

工が可能になり、今後の輸出拡大が期待できるところです。

以上で、主要事業の主なものについて説明を終わり、次に、決算に関する説明書及び事項別明細書に基づき、主なものについて説明いたします。

それではまず、歳出のうち環境衛生費から説明いたします。

決算に関する説明書は51ページから、事項別明細書は29ページからになります。

4款衛生費1項保健衛生費4目環境衛生費については、12節委託料の鷲ヶ峰墓地法面樹木伐採等業務ほか2件、18節負担金、補助及び交付金の大湊川簡易水道組合の送水管・配水管修繕等工事への補助並びに小型合併処理浄化槽設置103基の設置補助ほか1件が主なものになります。

次に、5目公害対策費については、12節委託料の市内19河川、27か所で実施した河川等水質検査業務等ほか1件になります。

次に、7目葬斎場管理費については、12節委託料の葬斎場管理業務及び14節工事請負費の葬斎場LED照明設備改修工事になります。

次に、2項清掃費1目清掃総務費については、18節負担金、補助及び交付金の有価物売却利益の30%以内の額を予算の範囲内で各自治区へ交付した循環型社会形成推進助成金と、地域色づくり事業の施設整備事業として実施したごみステーションの整備に対する補助金になります。

次に、2目塵芥処理費については、7節報償費が市内の106か所のリサイクルステーションにおける環境美化推進員115名に対する分別立会指導等謝金、12節委託料が説明書の53ページに記載の古着。古布再商品化業務ほか9件の委託料になります。17節備品購入費は、海岸清掃等作業巡回用の車両を1台購入しました。18節負担金、補助及び交付金は、北薩広域行政事務組合への塵芥処理費とリサイクル処理費の負担金になります。

3目し尿処理費は、北薩広域行政事務組合へのし尿処理負担金になります。

次に、水産業の説明になりますが、決算に関する説明書は60ページから、事項別明細書は36ページからになります。

6款3項1目水産業総務費については、2節給料から4節共済費までが職員4名分の人件費であり、18節負担金、補助及び交付金は、各協議会等6件の負担金になります。

次に、2目水産業振興費については、水産業の推進に係る18節負担金、補助及び交付金が主なものであり、各協議会など3件の負担金と水産物流通対策事業ほか11件の補助金及び交付金になります。

また、前の節になりますが、7節報償費のうち、令和5年度に実施した「たからのまち」マネージャー事業の謝金については、水産庁の勤務経歴を持ち、現在、株式会社ウエカツ水産の代表として魚の研究を続け、全国各地の漁業普及などに携わっている上田勝彦氏を海分野のマネージャーとして迎え、3回の直接訪問による各種取組や数回のウェブ会議を実施したところです。訪問時の取組としましては、訪問ごとの市場水揚げ状況視察、漁業者や関係団体との課題の洗い出しや今後の取扱いに関する意見交換、また、鮮度維持に関する技術指導などを頂き、本市で水揚げされる水産物の付加価値向上に向けて御指導頂きました。

次に、3目漁港管理費については、市内にある漁港の維持管理に係る経費であり、10節需用費や12節委託料が主なものになります。

次に、4目漁港建設費については、県が行う漁港整備事業に係る負担金であり、18節負

担金、補助及び交付金により執行したものです。

次に5目栽培漁業センター費については、施設の基本的な維持管理に必要な電気料金など、需用費と委託料が主なものになります。

以上で歳出の説明を終わり、次に、歳入について説明いたします。なお、歳入については、決算に関する説明書により御説明いたします。

決算に関する説明書の10ページを御覧ください。

13款使用料及び手数料1項使用料3目衛生使用料1節保健衛生使用料の主なものは、葬斎場使用料になります。

次に、12ページを御覧ください。

2項手数料3目衛生手数料の主なものは、2節清掃手数料の指定ごみ袋販売代金になります。

次に、15ページを御覧ください。

3目衛生費国庫補助金1節保健衛生補助金のうち当課所管分は、小型合併処理浄化槽設置整備事業費であり、103基の整備に対する補助になります。

次に、18ページを御覧ください。

一番上の15款県支出金2項県補助金3目衛生費県補助金1節保健衛生費補助金の当課所管分は、小型合併処理浄化槽設置整備事業費ほか1件になります。

また、同ページ下の3節水産業費補助金の当課所管分は、水産加工業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業補助金ほか1件で、水産振興に係る補助金になります。

次に、20ページ下の3項委託金3目衛生費委託金1節保健衛生費委託金の当課所管分は、浄化槽法に関する事務のほか3件の市町村権限移譲交付金になります。

また、次のページ上にあります3節水産業費委託金は、県の漁港関係調査事業に係る委託金になります。

次に、24ページを御覧ください。

18款繰入金1項7目水産振興基金繰入金1節繰入金については、水産業実施に係る財源確保のため基金から繰り入れたものです。

次に、30ページを御覧ください。

21款市債1項3目衛生債1節保健衛生債は、小型合併処理浄化槽設置整備事業、生ごみ堆肥化事業、葬斎場長寿命化改修事業実施に係るそれぞれ事業への財源充当債になります。

5目農林水産業債3節水産業債は、氷代補助に係る水産業活性化事業と漁港整備事業の実施に係るそれぞれの事業への財源充当債になります。

以上で、環境水産課所管分の説明を終わりますが、どうぞよろしく願いいたします。

濱田洋一委員長

課長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

渡辺久治委員

成果説明書の106ページ、小型合併処理浄化槽の整備事業ですけれども、事業の成果のところですね、中学生以下が同居している子育て世帯が、新築には、この場合に限り新築に助成するということがあるんですけれども、これに関しては、例えば5人槽であれば、この65万円と室内配管工事の15万円の合わせて80万円ということと理解すればいいんですか。

園田環境水産課長

この支援につきましては、中学生以下の子育て世代の新築に対し、もうその新築で浄化槽を設置するというので、それに関して一律25万円の支援をしているところです。

渡辺久治委員

はい、分かりました。

続けてですね、本市における単独浄化槽の数とくみ取り槽の数を教えてもらえますか。

園田環境水産課長

令和5年度末の数字でお答えします。

合併処理浄化槽の設置数が3,680基になります。単独処理浄化槽の設置状況につきましては2,332基になります。

渡辺久治委員

くみ取り槽の数を教えてください。

園田環境水産課長

くみ取り槽については登録制度がないため、詳しい基数は把握できていないのが現状ではございますが、全世帯数から先ほどの浄化槽等の数字を除しまして、推計値といえますか、その割り出した数字は3,679基ということになります。

渡辺久治委員

事項別明細書の29ページの18節ですね。この不用額が1,300万円ぐらいあるんですけども、このうち浄化槽に関するこの不用額ってのはどのぐらいですか。

園田環境水産課長

先ほどの御質問の執行残につきましては1,291万円ということになります。

渡辺久治委員

かなり1割程度残ってるんですけども、その辺の残ってる理由というか、色んな、あると思いますが、その辺の感想を聞きたいですね。教えてください。

園田環境水産課長

こちらの合併処理浄化槽への設置の推進については、随時広報等を行っているところですが、なかなか自己負担もある部分、あるいは、そういった、なかなかまだ周知がされていない部分等々推測されますので、これについてはまた啓発活動に努めてまいりたいと思います。

大田基次委員

主要事業成果説明書の108ページです。ここの事業の目的の部分に、家庭から排出される一般廃棄物であるんですけども、この家庭というのの中に、飲食店・スナック等含まれますか。

園田環境水産課長

この中は、通常的一般家庭ということで、そういう産業、事業等に係る分は入っておりません。

大田基次委員

ということは、飲食店・スナック等から出るのは、産業廃棄物というふうに理解しているということですか。

園田環境水産課長

はい、委員のおっしゃるとおりです。

申し訳ありません。事業系の廃棄物として、別途捉えております。

大田基次委員

産業廃棄物ではないということですね。了解しました。

白石純一委員

成果説明書の117ページ、水産加工業向け、輸出向けHACCPですけれども、この事業の1番下と下から2段目、事業の成果と現状と課題を見ると、対米のHACCPというふうに理解できますが、そして最後に、県と連携しHACCP認証取得を進める。この時点でまだ途中経過ということですが、実際は、取得はなされたのでしょうか。

園田環境水産課長

今回説明いたしました事業所については、この認証を受けております。

白石純一委員

対米ということですが、アジア、まあアジアはたくさん国がありますけれども、アジア向けとか、あるいはヨーロッパ、特にヨーロッパはより厳しいのではないかという話も私は聞いておりますけど、その辺り、対米以外に対しての機能はどのように働くか、お分かりでしょうか。

園田環境水産課長

今回、この事業を実施した事業所につきましては、ここの説明のとおり対米を基準とする施設整備等を実施したところでございます。その他、この基準内に達する国であればそういう輸出もできると考えておりますが、アジア圏内には、そういうこの今回の基準に達している国々もございます。ヨーロッパについて、今後、そういう輸出をしていくということであればですね、今回の整備が基準を満たしていれば、また輸出も可能になると思いますが、今回はあくまでも対米ということでの基準にあわせてそういう設備等を整備したところです。

白石純一委員

補助をされる場合ですね、対米で、アジアで、アジアの市場で、大きな市場、中国とか、それから、インドとかインドネシアになると思うんですけれども、そして、対応できる基準なのかも確認された上で補助されると、より効果的なのではないかと思えます。この点は以上です。

続きまして、事項別明細書の30ページ、4款1項7目の葬斎場なんですけれども、14節工事請負費1,400万円ほどの支出ですが、これはLEDへの取替えということは伺ったんですが、これがほぼ全てこの金額ということなんでしょうか。

園田環境水産課長

はい、委員のおっしゃるとおりです。

白石純一委員

高額という印象を受けるんですけれども、これは、まあ敷地は広いですけれども、その敷地全体の屋外灯等がメインになるのでしょうか、あるいは建物の中も含めてなんでしょうか。

園田環境水産課長

今回の工事は、建物内部の工事となっております。

白石純一委員

はい、まあ建物内部。夜はほとんど使うことはない施設だと思うんですけれども、もち

ろん昼間も照明は必要ですが、ちょっとこれほど高額というのにはちょっとびっくりしましたが、その辺りは、適切な入札等を通じて行われたということによろしいのでしょうか。

園田環境水産課長

入札は一定の基準に従って実施しております。

白石純一委員

何者ほどが入札に参加されたかわかりますか。

園田環境水産課長

この入札には2者が参加しております。

白石純一委員

次の項目ですが、36ページ、6款3項2目水産業振興費の7節報償費、ウエカツさん、上田勝彦さんでしたっけ。私もお会いしたことあり、非常にすぐれた水産の知識をお持ち、また、技術もお持ちのことと尊敬しておりますが、この方への報償費は、この令和5年度でいかほどだったのでしょうか。

園田環境水産課長

令和5年度の実績として50万円ということになっております。

白石純一委員

はい、分かりました。

3回訪問されて、かつWeb会議、しかも3回の訪問の中でもいろいろ大変動き回って色々な活動をされていたかと思いますが、この50万円で果たして十分な報酬か。私は、もっと、先ほどのLEDライト等に比べるとですね、まだ、高くてもよいと思うんですがその辺りはどのように感じてらっしゃるんですか。

園田環境水産課長

白石委員のおっしゃるとおりですね、朝の5時から市場の視察をいただき、そしてまた、昼の会議等での意見交換、また、夜は夜で懇親会等も含めてですが、各事業者あるいは漁業関係者とのいろんな意見交換もいただいたところです。

3回の訪問ということでございますが、1回当たり2泊3日、あるいは3泊4日という、長期滞在で対応いただいたところです。

なかなか、今回の謝金はその報酬として見合うかといえば、もう少しという判断もございますが、今後、財政の状況も見ながら、またできる範囲で、この報酬は検討してまいりたいと考えております。

白石純一委員

ちなみに、令和6年度の予算はいかほどでしょうか。

園田環境水産課長

令和6年度につきましては、なかなか謝金という枠で、この支払いがこれまでにない額になっておりますので、委託料として150万円ほど予算化しております。

〔白石純一委員「了解です」と呼ぶ〕

渡辺久治委員

成果説明書の115ページのこの後継者支援ですけれども、現状と課題のところ、漁業後継者が非常に少ないために、少ない状況とあるんですけども、実際、5年度いなくて、その前の年の人をやってるというか、感じですよ。

これはやっぱり根本的に、やっぱり漁業というのが、後継者がいるかどうかという問題

じゃなくて、漁業自体が不振なのかなというのもあるんですけども、その中で、この辺は漁業者と話し合っ、そういう場で、何ゆえこういう、いないんだろうという、そういう場ってというのは、先ほどの中で、6番委員ともあったんですけど、そういう場は何回ぐらい話合いを持たれていますか。

園田環境水産課長

後継者対策、これについては、前々から大きな課題となっております。

先ほど、白石委員の御質問でもありました「たからのまち」マネージャー上田勝彦さん。こちらがですね、いろんな全国のそういう厳しい漁業状況も踏まえてですね、対策を打つということで、いろんな意見交換、漁業者も含めそういう意見を交わしているところです。

まさに魚の水揚げ、これが1番ポイントにはなってくるかと思うんですが、その辺の対策、あるいは付加価値向上による所得向上、これを踏まえて、後継者が今後増えていくように、また進めていきたいと考えているところです。

渡辺久治委員

これは本当に、この漁業が発展、漁業が盛り返さないとうしようもないことですから、もっと密にいろんなことに踏み込んで、漁業者と話し合う場を設けることを提案して、要望して終わります。

濱田洋一委員長

御意見ということですね。

川畑二美委員

成果説明の111ページなんですけど、これの水産業振興単独事業の中で、現状と課題にですね、令和6年度からの放流事業を行わないということ北さつま漁協が決定されたということなんですけど、その点については何か検討はされてるんでしょうか。

5年度はこのように、北さつまと高松川漁協に放流事業されてるんですけど、6年度は、これ、5年度の実績に基づいて、また考えていかれるんでしょうか。

事業自体が、さつまのこの事業が、やっぱり放流をしていかないと、なかなか、アワビにしても、ウニにしてもなかなか、今、磯焼けが、あの状態ですので、放流を考えていかないといけないんですけど。

〔「令和5年度の決算審査ですよ」と呼ぶ者あり〕

はい、令和5年度の実績に基づいてですよ。

濱田洋一委員長

川畑委員。落ちついていいですので、質問事項というのを明確にさせていただければ、簡潔にさせていただければと思います。

川畑二美委員

北さつま漁協は、結局6年度から放流しないというんですけど、検討し、市としては、どのように、5年度の実績に基づいて考えていらっしゃるのかって、そういうことをお聞きしたかったんです。

現状は5年度の実績に基づいて。

〔「現状と課題として、どのような検討を行ったのかということをお聞かせたいんですよ」と呼ぶ者あり〕

また、はい、課題としてはですね。

そうです。そうですね。はい。

園田環境水産課長

先ほどの渡辺委員の御質問でも関連したことをお答えしたんですが、昨今の温暖化、海水温の上昇、こういうものが影響してか、なかなか放流いたしましても定着しないという状況があるようでございます。

そういうことで、アワビ、ウニ等は特にそんな移動もしませんし、通常であれば、放流したものがだんだん生育して、それをまた水揚げということになるんですが、その状況がなかなか厳しいということで、今回一旦は、この放流事業については5年度までの事業として、今後、この海水あるいは環境に応じた水産物の、また検討、あるいは新たなそういう環境に対応できるような水産物の放流等を検討してまいりたいと考えます。

川畑二美委員

はい、分かりました。

ウニをとっていらっしゃる方々がですね、結構、厳しいということをよくおっしゃるものですから、それで一応発言させていただきました。今後、ぜひ阿久根市のためにも、そういう方々の声も聞いていただけたらありがたいと思います。よろしく願いいたします。

濱田洋一委員長

御意見ということでよろしいですかね。

園田環境水産課長

先ほど白石委員にお答えした葬斎場のLED化事業、こちらについて1点訂正がございましたので、訂正をお許しいただきたいと思います。

先ほど建物内部のみのLED化ということで説明いたしましたが、屋外も含まれておりました。

すいません。訂正しておわび申し上げます。

白石純一委員

屋外も含まれているということに関してですね、道路沿いの外灯はかなり遅くまでついていると思うんですけれども、道路沿いまたは敷地内、まあ道路から見えない部分ですね、こうしたところの外灯というのは何時に消灯とかあるんでしょうか。

園田環境水産課長

申し訳ございません。その消灯時間等は、現在把握してない状況です。

白石純一委員

この施設に限らずですね、公共施設の外灯がかなり遅くまでこうこうと点灯しているところがありますので、その辺りもしっかり管理していただいて、無駄なエネルギー消費につながらないようによろしくお願いします。

大野雅子委員

成果説明書の113ページです。

漁業用機器等修理補助事業ですね、59件の申請の中の57件だけ実施されたということで、2件できなかったということですよ。これはどういった理由だったですか。

園田環境水産課長

これは申請された漁業者がちょっと水揚げ状況が厳しいということで、御自身で取下げをされた件数になります。

大野雅子委員

1件じゃなくて2件も取り下げてもうやめたってということですかね。状況が分かりまし

た。ありがとうございます。

濱田洋一委員長

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第1号中、環境水産課所管の事項について審査を一時中止します。

〔環境水産課退室〕

それから、委員の皆様方にお願いがございます。

携帯電話、スマートフォン等は電源を切るか、音が鳴らないように設定してくださるようお願いいたします。なお、情報通信機器の使用等についても、音を発生させないこと、会議の目的外に使用しないこと、録音・録画を行わないこと、審議・審査中の情報を外部に発信しないこと、SNSなどの投稿をしないことを条件に許可されておりますので、御留意いただければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それから、今この議場内エアコン等ついておりませんが、大丈夫でしょうか。暑くないですか。

〔「暑いです」と呼ぶ者あり〕

暑いですか。了解いたしました。

〔商工観光課入室〕

次に、認定第1号中、商工観光課所管の事項について審査に入ります。

商工観光課長の説明を求めます。

宮下商工観光課長

認定第1号中、商工観光課の所管する事項について御説明いたします。

初めに、主要事業の成果説明書について、主なものを御説明いたします。

主要事業の成果説明書の120ページをお開きください。

新商品開発支援事業であります。地域資源を生かした新たな特産品の創出による市内商工業の振興と地域経済の活性化を図るため、市内事業者が行う地域資源を活用した商品開発等に係る費用を補助するものであります。本事業を通じまして、機械装置の導入やパッケージ等のデザイン開発など、市内6事業者の新商品の創出につながりました。

なお、本事業につきましても、まちづくりビジョンの取組状況の12ページになりますが、基本目標1、新商品開発事業者数ということで記載されておりますが、令和5年度の事業評価は、本事業による新商品開発事業者数を単年度目標で、5事業者としていたところ6事業者の実績でございました。また、累計目標の20事業者に対し36事業者となったことから、令和5年度の事業評価はAとなっております。

121ページをお開きください。

創業支援事業であります。市内で新たに創業する方に対し、会社または個人事業の設立、雇用促進、店舗の賃借料の経費の一部を補助するもので、令和5年度は11事業者に補助したところです。

なお、本事業については、まちづくりビジョンの取組状況の12ページ、基本目標1の創業支援件数ということで記載されておりますが、令和5年度の事業評価は、創業支援件数を単年度目標で3件としていたところ、11件の実績でございました。また、累計目標の12件に対し30件となったことから、令和5年度の事業評価はAとなっております。

122ページをお開きください。

地元企業就労者賃貸住宅家賃支援事業であります。この事業は、市外から本市に転入し、地元企業で就労した方に対して家賃の一部を補助するものであります。令和5年度の実績は、補助金交付対象者数が21名、総補助額は367万2000円でありました。

123ページをお開きください。

地元人材雇用支援奨励金であります。この事業は、市内企業へ新規就労した地元人材と当該地元人材を雇用した企業に対し奨励金を交付することで、企業の人材確保への取組等を支援するものであります。令和5年度の実績は、新規就労者については15人に対して計150万円を、当該新規就労者を雇用した地元企業につきましては12事業者に計13人分130万円を交付したところです。

なお、本事業については、まちづくりビジョンの取組状況の12ページ、基本目標1に記載されておりますが、地元人材雇用者数のUターン者については、目標の16人に対して19人であり、令和5年度の事業評価はAとなっております。高校新卒者は目標の10人に対し7人の実績であったことから、令和5年度の事業評価はDとなったところであります。

125ページをお開きください。

特産品等流通促進支援事業であります。物価高騰の影響を受けた市内事業者への支援等のため、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、特産品を取り扱う市内事業者において購入・発送された市内特産品の配送料を助成いたしました。令和5年12月の間に発送された特産品を対象として、63事業者に対し総補助額2808万4000円を交付したところであり、市内特産品の消費拡大に一定の寄与があったものと考えております。

126ページをお開きください。

ふるさと納税推進事業であります。令和5年度中に271品目の返礼品を新たに追加し、ふるさと納税ポータルサイト数を増やすなどの取組を進めた結果、昨年度の寄附額は5億7800万円余りの額となりました。また、この事業を通じて、阿久根ブランドのPRや特産品の販路拡大等の産業の活性化にもつながったものと考えております。

なお、本事業については、まちづくりビジョンの取組状況の44ページ、基本目標6に、ふるさと納税額ということで記載されておりますが、目標額の3億7989万3000円を超えたことから、令和5年度の事業評価はAとなっております。

129ページをお開きください。

体験型観光コンテンツ開発事業補助であります。体験型観光コンテンツの開発及び改良に関する事業に取り組む市内事業者に対し補助金を交付したものです。令和5年度は4件の補助実績で、新たにリバートレッキング体験、ピザ作り体験などのコンテンツが開発されたところです。令和2年度の事業創設以降、市内事業者等による体験型観光コンテンツの数は着実に増加してきており、今後の市内における観光客及び滞在時間・消費額の増加につなげていきたいと考えております。

なお、本事業については、まちづくりビジョンの取組状況の14ページ、基本目標2に体験型観光参加者数ということで記載されておりますが、目標参加者数の300人を上回る685人だったことから、令和5年度の事業評価はAとなっております。

130ページをお開きください。

阿久根大島公園管理運営事業であります。利用者へのサービスの向上と効果的かつ効

率的な管理運営を行うため、指定管理者による管理運営を行っております。阿久根大島の入込客数は、令和3年が約8,400人、令和4年が約7,300人、令和5年が約5,300人と大きく減少してきていることから、指定管理者等と協議・連携しながら誘客促進のための取組を計画的・積極的に実施していきたいと考えております。

134ページをお開きください。

地域おこし協力隊活用事業であります。令和5年度は、商工観光課においては2名の地域おこし協力隊を株式会社まちの灯台阿久根に派遣し、体験型観光コンテンツの開発や関係者との調整、SNS等を活用した情報発信に引き続き取り組んだところです。今後も、地域おこし協力隊や関係事業者等と連携しながら、本市の体験型観光の推進を図ってまいりたいと考えております。

135ページを御覧ください。

寺島宗則旧家保存活用事業であります。令和5年度は、県の地域振興推進事業を活用し、寺島宗則記念館PR事業として、寺島宗則記念館と県内の関連施設等を周遊するバスツアーを令和5年10月と11月の計2回実施したところです。また、寺島宗則記念館の令和5年度の来館者数は3,721人でありました。

続きまして、決算に関する説明書及び歳入歳出決算事項別明細書に基づいて、事業執行の主なものについて御説明いたします。

初めに、歳出から御説明いたします。

決算に関する説明書は62ページ、事項別明細書は37ページをお開きください。

第7款商工費1項2目商工振興費について、決算に関する説明書の不用額欄の額は、ふるさと納税返礼品代金や送料、事務委託に関する執行残が主なものです。

節ごとの主な経費につきまして、7節報償費は、ふるさと納税に係る返礼品代であります。11節役務費は、ふるさと納税の返礼品に係る送料などの経費が主なものであります。12節委託料は、説明書の備考欄記載のとおり、ふるさと納税推進業務など5件の業務委託料であります。18節負担金、補助及び交付金は、説明書の備考欄記載のとおり、薩摩國輸出促進協議会など6件の負担金と新商品開発支援事業や特産品等流通促進事業補助など、63ページにかけての15件の補助金であります。

決算に関する説明書は63ページ、事項別明細書は38ページをお開きください。

3目観光費については、決算に関する説明書の不用額欄の額は、大島公園用水運搬業務などの委託料や阿久根駅舎食堂空調設備改修工事と令和5年度に明許繰越して実施した阿久根大島公園常用発電機取替工事の工事請負費などの執行残が主なものです。

節ごとの主な経費につきまして、委託料は、説明書の備考欄記載のとおり、笠山観光農園管理業務など20件の業務委託料であります。14節工事請負費は、説明書の備考欄記載のとおり、阿久根駅舎食堂空調設備改修工事と阿久根大島公園常用発電機取替工事の2件であります。決算に関する説明書は64ページをお開きください。18節負担金、補助及び交付金は、説明書備考欄に記載のとおり、観光かごしま大キャンペーン推進協議会など5件の負担金と阿久根みどこい祭りなど3件の補助金であります。

以上で歳出に関する説明を終わり、次に、歳入について御説明いたします。

歳入につきましては、主なものについて決算に関する説明書で御説明いたします。

19ページをお開きください。

第15款県支出金2項6目商工費県補助金のうち地域振興推進事業費は、寺島宗則記念館

PR事業に係る県補助金であります。

23ページをお開きください。

第17款寄附金1項1目一般寄附金は、あくね応援寄附金、ふるさと納税に係るものであります。

7目商工費寄附金は、観光寄附金として個人1名から寺島宗則旧家保存活用プロジェクト事業のためとしていただいた寄附を受け入れたものであります。

最後に、第20款諸収入5項4目20節雑入の収入済額のうち商工観光課部分は、28ページに記載の8件であります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

濱田洋一委員長

課長の説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時～午前11時10分)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

質疑に入ります。質疑ありませんか。

竹之内和満委員

主要事業の成果説明書121ページ、創業者支援事業についてお聞きしたいと思います。

まず、令和5年度11事業者ということですが、その業種は、どういう業種が何件というのを教えてください。

宮下商工観光課長

飲食業が5、美容業が4事業者、菓子製造業が1、その他が1ということで計11事業者でございます。

竹之内和満委員

はい、分かりました。でですね、創業者支援金を受けた事業者が5年度に限らずずっと続く、継続されてるのかというのは把握していますか。

宮下商工観光課長

令和3年度から事業開始しているところでございますが、補助の交付を受けて、廃業した事業者もやはりいます。それにつきましては2事業者ということになっております。

竹之内和満委員

この補助金を受ける場合に、何年以上は、というそういう規定はないんでしょうか。

宮下商工観光課長

何年以上経営しないといけないといった規定はございません。

竹之内和満委員

成果でこういう大きい金額出すので、まあなかなか継続するのは行政としては無理かもしれませんが、そこのところは、補助金を受けた方にできるだけ継続するようにか、そういうことは言わないんでしょうかね。

宮下商工観光課長

やはり商売ですので、継続してほしい気持ちはありますけど、そこは当然強制できるこ

とではございません。ただし、創業後のフォローアップっていうところも、市としてもできることはやっていきたいと考えておまして、具体的には、県の産業支援センターというところがよろず支援拠点というところを設置しているんですけども、そこで、市とよろず支援拠点で合同で定期的に毎月第2火曜日に経営相談会してますので、そちらに経営状況を見ながら誘導したりとか、そういった対応はしているところです。

白石純一委員

今の件ですけれども、国の創業補助金等は、例えば2年、ちょっとはつきり忘れちゃったけど、2年とか数年以内に廃業する場合は、その補助金を返納しなきゃいけないというようなのもあったように記憶してる、うろ覚えですいません、記憶してるんです。その辺りは把握されていますか。

宮下商工観光課長

すいません、国の創業補助金についてはちょっと情報がないです。具体的にどういう事業か、ちょっとすいません、把握してないところです。

白石純一委員

私の記憶が正しければですね、国の創業補助金ではそういったこともあったように記憶しておりますので、もしそういうものがあれば、やはり市もそれにならうようなことも検討すべきかなと思いますのでよろしくお願いします。

別件で成果説明書の126ページ、ふるさと納税の件ですけれども、真ん中の欄の事業実施状況の2、寄附状況の1番下、ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングも実施しとあります。マイクログリッド事業に1億3000万円というのは、この前の年だったでしょうかね。であれば、その後、この年度で行われたクラウドファンディングの詳細を教えてください。

宮下商工観光課長

令和5年度につきましては、クラウドファンディング、3事業で実施しております。

具体的には、総合運動公園の屋内運動場の改修事業、それから番所丘公園のオートキャンプ場整備事業、そして福祉課所管のよか活動支援事業、この3事業でクラウドファンディングを実施しておまして、合計で936万円程度の寄附を頂いたところです。

白石純一委員

今、3事業あるとおっしゃいましたが、よか活動については幾らでしょうか。

宮下商工観光課長

278万3000円でございます。

白石純一委員

よか活動について、かなりの寄附も頂いているんですが、福祉課の審査で、そのよか活動の、これ車椅子を購入したり、電動車椅子等だと思うんですけども、そうした貸出し実績がゼロということですね、せっかく寄附していただいたのに、それが効果的に使われていないのではないかとということもありますが、その辺りは、商工観光課はその使うほうの所管ではもちろんありませんけれども、寄附を受ける部署と、そしてそれを実際に運用、使う部署としっかり連携をとって、効果的にそれが使われているかどうかやはり連携しながら見ていく必要があると思うんですが、その辺りはなされていますでしょうか。

宮下商工観光課長

具体的な個別の事業については連携してないところがございます。

やはり、せっかく頂いた寄附ですので、当然有効活用していくところが1番大事だと思いますので、今御指摘いただいたとおり、しっかりと連携してまいりたいと考えております。

牟田学委員

主要事業の成果説明書の135ページ、寺島宗則旧家保存活用事業です。

ここです、事業の目的として、明治維新の立役者の一人である「電気通信の父」寺島宗則が幼少期を過ごし、記念館として、整備を行った寺島宗則記念館の適切な管理について、令和2年4月に開館をしているわけなんです、そのあと、議会でも懸念材料といえますか、毎年のように議論をしております。一般質問でもです、質問を行っております。そういった中で、所有者の仏壇の件でありますけれども、今現在どのような方向で進んでいるのかお答えください。

宮下商工観光課長

昨年度の一般質問、決算特別委員会、予算委員会でも御質問いただいております。お答えしているところなんですけれども、そもそも、もう本当に繰り返しになるんですけれども、この仏壇につきましては、平成29年度の土地売買契約時に、前所有者から仏壇はそのまま置いておいてほしいという要望を受けて了承したという経緯がありますことから、それを覆して行政側から仏壇を撤去してくださいというようなことは、なかなかちょっと難しいところがございます。しかしながらですね、こういった議会での議論、重要でございますので、こういった議論が出るたびに、内容につきましては前所有者と共有して、その都度前所有者には意向を確認しているところでございます。

今年度につきましては、半年前なんですけれども、4月に松崎副市長と商工観光課職員で前所有者と面会をしたところでございます。前所有者が御意向は変化はなかったというところでございます。一方、仏壇に限らず、これまで、掛軸だったりとか、茶碗類だったりとか、そういった整理されてない前所有者の私物もあったことから、これにつきましては、今年の予算委員会、第1回の予算委員会の際にもお答えしたとおりです、全て市に寄贈いただくもの、寄託いただくものという形で整理をいたしております、仏壇につきましては、一応市に寄託をいただいて管理をしているというような状況でございます。

牟田学委員

寺島邸は今からですね、今進んでいると思いますけれども、寺島宗則の縁の展示をできれば、やっていただくというところで、やはりこの議会の懸念材料をこのままほっておくわけにいかないと思うんです。だから、寺島会、そして所有者、そして執行部。もう1回三者で話をしております、これずーつと言われると思うんです。だから、何とか解決策を見つけてやっていただくほうがいいかなあと。

今からのこの展示に関しても、やはりいろいろ問題が起きてくるのかなあと思っています。

そういったことで、もう一回、寺島会も中に入って、執行部、所有者、協議をしていただければと思うんですが、どうでしょうか。

宮下商工観光課長

先ほど、前所有者と話をしたというところでお話ししましたが、今年度の4月につきましては前所有者との話だったんですけれども、昨年度におきましては、前所有者と寺島会の会長さん等にも御同席いただいて、共有というか話をしているところでございます。で

すので、何もしないということではないところです。

もう本当にこれ繰り返になるんですけれども、やはりこれまでの経緯があるというところを踏まえながらの対応になってくるので、なかなか難しい面があるというところではございます。

牟田学委員

僕も何回も言いますがけれども、もう1回ですね、もう1回三者で話をさせていただいて、この議会で問題になっている懸念材料を何とか取り除く方法を見つけてほしいなというふうに思います。要望します。

濱田洋一委員長

ただいまの発言は、牟田委員の要望、御意見ということにさせていただきます。

渡辺久治委員

同じく135ページの成果説明書で、寺島宗則記念館の平成5年度に、寺島会と市と所有者と三者で話し合うという、私も聞いておりますけれども、その中で聞いてですね、その中でもちょっと私は聞いたんですけど、寺島会ではよく、予約になった人におもてなしとかするんですよ。

〔発言する者あり〕

濱田洋一委員長

一旦休憩に入ります。

(休憩 午前11時23分～午前11時24分)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。

川畑二美委員

成果説明の130ページ、阿久根大島公園管理事業の、この令和5年度で5,347名。これは何回ぐらい広報して、4年度は7,340人。減るってことは、ちょっとどうしてなのかなと思ったものですから。それを広報活動とかどのような形でされたのかなとお聞きしたいんですけど。

濱田洋一委員長

令和4年度と比べて5年度は減っているけれども、その理由は何か、そして、広報活動はどのようなことをされたのかということでもよろしいですかね。

〔川畑二美委員「そうですね、はい」と呼ぶ〕

一問一答ということですので、まずはその広報活動ですか。

〔川畑二美委員「広報活動ですね、はい」と呼ぶ〕

どちらからでいいですか、理由からでいいですか。それとも、広報活動をどのようなことをしたのかということでもいいですか。

〔川畑二美委員「理由でも、はい、どちらからでも」と呼ぶ〕

もう一度、すいません。

川畑二美委員

広報活動はどのようにされたんでしょうか。

宮下商工観光課長

広報活動につきましては、令和5年度までは基本的に市の観光サイトでありますとか、あと指定管理者が阿久根大島のホームページ作っておりますので、そこでの啓発ということしかできておりませんでした。そこも踏まえまして、今年度は様々、様々といえますか予算の許す限り広報をしたというところでございます。

川畑二美委員

ぜひですね、やっぱり、阿久根の阿久根大島ですので、大事にして、観光の方々を、より多く引きつけられるためにも、ぜひ、商工のほうは頑張っていたきたいと思います。よろしく願いいたします。

濱田洋一委員長

御意見ということでよろしいですかね。

大野雅子委員

同じところですが、130ページ、阿久根大島公園管理事業。先ほど減った理由を聞いてなかったのをそちらを教えてください。令和4年から令和5年、令和3年、4年、5年、減っていった理由ですね。

宮下商工観光課長

やはりコロナ禍もあったってところで、全くその前に戻ってないというところがございます。コロナ禍前、何か、減っているにもかかわらず、コロナ禍前とやっていることが変わっていないということが多分大きな要因じゃないかなと考えているところです。

大野雅子委員

確かに、令和5年のときは雨が8月にすごく多くて、船が出なかったような記憶にあるんですね。それもあったんじゃないかなと私は思っております。

131ページの成果説明書。続きまして、大島渡船補助事業の件です。

大島には4月から6月、9月から11月までの燃料補助。これは何曜日のいつに出るっていうのは皆さんよく分かっているんじゃないですかね。船の出航がこの日にありますよ、何曜日に出ますよっていうのは決まっていたんですか。

船蔵商工観光課長補佐兼観光推進係長

補助対象期間におけますフェリーの出航ダイヤといえますか、そこにつきましては、基本的には乗船したい方がそのフェリー会社に問合せをいただく形で出航の予定を把握するといった流れになっておりました。

大野雅子委員

電話をして、聞いて、船が出ますかと聞かないと、大島にはこの期間はいけないっていうことになりますかね。

船蔵商工観光課長補佐兼観光推進係長

そのとおりでございます。

大野雅子委員

1,350万円かけて大島は管理していただいているんですね。それなのに、7月、8月しか行けないというのはどうなもんかなと思うものですから、一応、何曜日には一応出ますよというのが分かっているならば、ほかの、昔は小学校の、ごめんなさい質問します。小学校・中学校・高校の遠足で子供たちは行ってますか。

宮下商工観光課長

最近では、遠足は小学校で1校だけやっているというところがございますので、そこもできるだけ多くの小学校、中学校、遠足で使っていけるように、ちょっと営業活動だったりとかしていかないとなど思っているところです。

これだけ、そもそもですね、やっぱり、渡船事業者は全く指定管理者と別でございます。やはり、そこはちょっと収益っていうところもかかってきますので、本当に人が空のまま定期的にっていうことはなかなか難しいところがございます。シーズン外でも、しっかりと来島いただけるように、そういった周知活動あるいはイベント、そういったところをしっかりと組み立てていかないといけないなど考えているところです。

大野雅子委員

私たちも中学校・高校と遠足に行った記憶があって、やはり子供たちも1回も阿久根大島に行ったことがないという子供も増えてるんじゃないかなと思ってるんですね。それっていうのは本当にもったいないことで、この間、ちょっと私、カヤックで連れていってもらったんですけど、本当すばらしいんですよ。あそこを使いたい、カヤックの人たちが使いたいときは、一旦その管理者にしっかりと聞いてからじゃないと使えないとかそういうことが、決まりがあるんですかね。

宮下商工観光課長

特段の決まりはないところです。

大野雅子委員

もうこれ以上は外になると思いますので質問はやめますけれども、本当に、阿久根大島何とかしていきたいと思いますので、これからもよろしくお願いします。

木下孝行委員

事業成果説明書の129ページの体験型観光コンテンツ開発事業補助に関してですね、現状と課題ということで、まずは体験型観光の推進を図ることを前提に事業を行っていくということでもあります。また、体験型観光から市内の飲食・宿泊につながるよう関係事業者との連携を図っていくということも必要であるということになっておりますけれども、まずはこの体験型観光の本年度の実績、各事業の体験参加者の数字が分かれば教えてください。

宮下商工観光課長

一応、毎年度、補助金の受領をしていただいた事業者には毎年度確認をしておりますが、令和5年度におきましては、あくまで補助を受けた事業者でございますが、685人ということになっております。

木下孝行委員

一応確認ですけど、4件の事業者において、これ全体で685ですか、違いますか。4年度のだけですか、どっちですか。

濱田洋一委員長

令和5年度ですね。

〔木下孝行委員「えっ」と呼ぶ〕

令和5年度。

〔木下孝行委員「令和5年度だけ。これ全体のやつやっどが。全体ね」と呼ぶ〕

挙手をして、指名を受けてからお願いします。

木下孝行委員

また確認しますけど、その685というのは、5年度に事業を初めて行った体験型だけじゃ

なくて、以前からやってる体験型、総数ですね。

宮下商工観光課長

毎年度実績をとっておりますので、基本的には4年度までに補助を受けた事業者の合計が685人ということになっております。令和5年度の事業者につきましては、また実績をとりますので、そのときに把握をする形になります。

木下孝行委員

4年度までの実績が685人ということで、5年度はまだ統計をとってないということでありますが、5年度の決算審査を。

[発言する者あり]

濱田洋一委員長

すいません、木下委員。答弁の訂正ということでございますので。

宮下商工観光課長

令和5年度までに補助を受けた事業者が685人で、令和5年度で4事業者が補助を受けてるんですけども、その方々の実績が70名ということになってます。

申し訳ございませんでした。

木下孝行委員

令和5年度までの総数が685人ということで、新たに4年度に体験型に参加した、その事業に関して70名が参加をしたということで理解すればいいわけですね。

宮下商工観光課長

令和5年度1年間で685人の方に御利用いただいて、そのうち令和5年度に補助事業を受けた4事業者、これがそのうちの70名ということになっております。

木下孝行委員

一応、4つのコンテンツの体験型で70名が参加をしてるということでもあります。そういう中でですね、その全体を含めて全てのコンテンツ、事業に関してのいわゆる市内への飲食とか宿泊につながるように持っていきたいということなんですけども、その辺を、実際にどこまで飲食とか宿泊につながってるかというような統計というか、数字を押さえてるということはやってますか。

宮下商工観光課長

その出口まではちょっと押さえてないところなんですけども、先般の9月議会の一般質問でも市長の答弁であったとおりですね、体験型観光を提供する事業者さん、それから宿泊事業者さんと連携してSUP割だったりとか、そういった宿泊割を実施している事業者さんも2~3店舗いらっしゃいます。

また、当然市外からのこの体験型コンテンツ利用される方も多いというところで、やはり、どこかこう食事をとれるところないのみたいなことを聞かれたりするみたいで、そういったときには、ちゃんと市内の事業者さん、こういったところがおいしいですよというような紹介をさせていただいているというところがございます。

もしかしたら、宿泊につきましては、そういったSUP割とかしてありますので、その実績は、恐らくヒアリングすれば分かると思いますので、そういった実績もちょっと把握していきたいなと思っております。

木下孝行委員

そこら辺の流れといいますか、しっかりと市内で宿泊をしてもらったり飲食をしても

らった生きている数字を押さえることは非常に大事なことだろうと思います。

今後のこのコンテンツ事業をうまく進めていく上でも、ぜひそこら辺も、アンケートを取りとかなんとかしながら、ぜひ確認をしていって、できる限りうまくいくような方向になるように思っております。

これはこれで。

次は、次のページですね、先ほどからいろいろ委員の中から質問がありますけども、大島の管理運営委託事業についてでありますけど、先ほど3番委員からもありましたように1年の通したようなイベントとかいうようなことも、今、質問がありましたけれども、以前から通年でやるようになってはいるだろうと私は思っておりますけども、そういった中で、実際その、私の思うには、管理者のほうと行政側との連携がまだ足りない部分が大分あるのかなと思うわけですよ。

そして、イベントなんかは、事業者がやっぱり積極的に企画をつくってですね、通年でも来れるような、秋・冬、四季折々のイベントを取組むとか、そういったことも積極的にやろうと思えばできるんだらうと私は思いますけど、そういうのがなかなかできてない。まあ、委託事業も始めて10年を超えるんですけども、もうほとんどそこら辺が全く行っていない。だから、こうして大島を訪れる利用客が減ってきている一つの要因にもなるんだらうと思うわけですよ。

だから、その辺は行政もしっかりと指定管理者と協議をしながら、思い切ったことをやっぱりやってもらうように、積極的にやっぱり提言もすべきだろうと思いますし、そうしないと、せっかくの大島がだんだん廃れていって、もうやっぱり、正直言って、もう大島はいいんじゃないかというような状況にもなる可能性があるわけですよ。だけど、やっぱり阿久根大島というのは、高齢者にとってみたり、県外にいる人から見れば、やっぱり阿久根の思い出の場所であったりしてですね、大島を残してくださいという声が、非常にその県外の方から多く聞くんですけど、実際の現状は、やっぱり今言ったみたいに、もうだんだん利用客が減ってきて、今後どうするかを考えなきゃいけないもう状況にも来てるわけだから、その辺は事業者と一生懸命積極的な事業展開をしてもらえるように、利益は利益で事業者がもらえるわけですから、もらえるっていうか自分たちの利益にできるわけだから一生懸命そこを考えて取り組んでほしいと思います。

そこの答弁があれば答弁してください。

濱田洋一委員長

ちょっと休憩に入ります。

(休憩 午前11時40分～午前11時41分)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

宮下商工観光課長

木下委員がおっしゃるとおりでございまして、そこの指定管理者等との連携というのがこれまで不足していた、これが大きな利用者の減少の大きな要因の一つなんだらうと考えているところでございます。

今年度におきましては、年度当初から指定管理者と計画的なイベント等を実施できない

かということで話をしてきました。

今回、9月だったりとか、今度10月12日の花火大会に合わせてバーベキューを食べるような、そういった仕掛けもしていただきます。具体的には今度、来週10月10日になるんですけども、商工観光課と指定管理者、渡船事業者と、今シーズンの振り返りだったりとか、課題、来年度集客に向けてどういった計画的に進めていくかといったところを話をし、早急に来年度に向けた実施計画を立てて、その計画どおりにいけるように積極的に進められればと思っているところでございます。

木下孝行委員

毎年毎年、結果を見ながら、より利用が増えるように事業者の方と協議を続けて、積極的なイベントを繰り返し粘り強くやってくれるように、開発しながらですね、お願いをしてください。よろしく申し上げます。

高崎良二委員

主要成果説明書の129ページの件で、事業名の中に体験型コンテンツ開発事業補助金とあって、括弧書きで観光振興事業一般事務とあるんですが、これはどっか事務はこの補助金を対象にする4件のそれぞれに事務があるとか、どういった意味なんですかね。

船蔵商工観光課長補佐兼観光推進係長

事業名欄に書いております括弧書き、観光振興事業一般事務というものは予算書における事業、大事業の一つでありまして、今、委員がおっしゃるその一般事務に対して何かしらの補助がある、そういったものではございません。単なる事業名、この一般事務という事業名の中に、体験型観光コンテンツ開発補助が補助金の事業のところに掲載されているといった意味でございます。

高崎良二委員

はい、了解しました。

次にですね、126ページ中に、ポータルサイトが3つ、今年導入したとあるんですが、今まで10あった。これに対しての費用というのはどのくらいなんですかね、13まとめて。

早水商工観光課長補佐兼ふるさと納税推進係長

ふるさと納税ポータルサイトの利用料に係る費用なんですけれども、それぞれ寄附金額に利用料率を掛けた金額となります。

具体的な利用料率について、ちょっとお待ちください。

〔高崎良二委員「総額じゃなくても仕組みが。例えば寄附があったときの割合で計算されるということですかね」と呼ぶ〕

濱田洋一委員長

その制度の概要の説明をちょっと。

早水商工観光課長補佐兼ふるさと納税推進係長

ふるさと納税の寄附があった場合に、ふるさと納税の寄附額に利用料率、各サイトで設定されておるんですが、そのパーセンテージを掛けた率が手数料になります。

宮下商工観光課長

3つのポータルサイトでそれぞれ利用率あるんですけれども、昨年度の実績で合わせますと利用料が490万円程度となっております。

〔「いくら」と呼ぶ者あり〕

490万円程度ですね。3者合わせて490万円程度となっております。

〔発言する者あり〕

濱田洋一委員長

挙手をして。すいません、指名を受けてから発言をお願いします。

宮下商工観光課長

13サイト合わせまして5,600万円程度となっております。

高崎良二委員

これはその、割合でって言われたんですが、例えばその1社最低の基本料金とか、そういうのは発生してないんですかね。

早水商工観光課長補佐兼ふるさと納税推進係長

基本的に寄附額の数%、7%とか10%とかそういった形になっております。

高崎良二委員

ということは、このポータルサイトがどんどん増えてもその割合でいくから、固定は発生しないということによろしいんですね。

宮下商工観光課長

はい、そのとおりでございます。

〔高崎良二委員「了解しました」と呼ぶ〕

濱田洋一委員長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第1号中、商工観光課所管の事項について審査を一時中止します。

〔商工観光課退室〕

〔発言する者あり〕

〔川原慎一委員「休憩中ですよ」と呼ぶ〕

休憩中じゃないですよ、今。

〔発言する者あり〕

休憩に入ります。

(休憩 午前11時49分～午前11時51分)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

〔都市建設課入室〕

次に、認定第1号中、都市建設課所管の事項について審査に入ります。

都市建設課長の説明を求めます。

池田都市建設課長

それでは、認定第1号中、都市建設課所管の事項について御説明いたします。

初めに、主要事業の成果説明の主なものについて御説明いたします。

137ページを御覧ください。

道路維持一般事務については、道路維持作業班による市道の路面補修、道路伐開及び側溝清掃等を行ったものであり、地域住民からの要望に対し迅速に対応することができ、市

民の日常的な通行の安全確保に寄与しました。

138ページになります。

道路維持修繕事業については、道路側溝の新規敷設、道路舗装の改修等を行ったものであり、道路通行の安全と生活環境の向上に寄与しました。

142ページになります。

市道改良事業・交付金事業については、市道が幅員狭小等により車両の離合や歩行者の安全確保に支障を来していることから、道路拡幅や歩道設置等の道路改良を行うものであり、市道折口大辺志線、市道不動下線及び市道高之口佐瀉線において、改良工事により安全に通行できる区間が延長され、地域住民の利便性が向上しました。また、市道黒之瀬戸線、市道栴線及び市道下村瀬之浦線においては、測量設計業務等を実施しました。

143ページになります。

交通安全対策事業については、令和3年度の通学路合同点検の結果、通学路の安全を確保するための対策が必要とされた箇所において、歩道や防護柵の設置等の対策を実施するものであり、市道中央線及び市道上原馬場線において、防護柵の設置や歩道の新設を行い、通学路の安全を確保しました。

144ページになります。

橋りょう修繕事業、道路メンテナンス事業については、阿久根市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、老朽化に伴うひび割れやコンクリート剥離、鉄筋露出など劣化が著しい橋梁について計画的に修繕を行うものであり、事業の成果としては、修繕工事を行うことにより長寿命化が図られ、橋梁を安心して通行できるようになりました。

146ページになります。

河川維持事業については、愛宕川ほか4河川においては治水対策を図る目的で護岸工の補修等を実施し、大下川ほか7河川においては流れを阻害する草木の伐開等を実施したものです。事業の成果としては、河川断面が確保され、氾濫の危険性を軽減することができました。

149ページになります。

番所丘公園管理業務委託については、市民の休息、散策、遊戯、運動等の多様なレクリエーションニーズに応えるとともに、公園内施設の効果的かつ効率的な管理・運営を行うものです。令和5年度はグリーンフェスやグラウンドゴルフ大会等の自主事業を開催いたしましたが、利用者数は6万6902人となり昨年度より減少しました。現状と課題にもありますように、生活様式がコロナ前に戻りつつあり、近場ではなく遠出する人が増えたことも来園者数の減少の一因にもなっていると思われまます。令和6年度にはキャンプ場を開場予定であり、来場者数の増加につなげていく必要があると考えております。

なお、本事業については、まちづくりビジョンの取組状況の14ページに記載されており、ただいま説明した理由から、事業評価はDとなっております。

150ページになります。

公園整備事業、公園施設長寿命化対策支援事業については、公園長寿命化計画は5年に1度見直しを行う必要があることから、業務委託を行い、更新をいたしました。

151ページになります。

公園整備事業、オートキャンプ場整備事業については、市内最大の公園である番所丘公園にオートキャンプ場を整備し、魅力ある施設整備を行い、市への観光人口の増加を促し、

オートキャンプ場を拠点とした市街地への集客を目指すものであります。令和5年度は、遊歩道改修工事、オートキャンプ場外構工事、倉庫設置工事及びオートキャンプ場測量詳細設計業務委託を行ったところです。

152ページになります。

ふるさと景観整備事業について、令和5年度は、鹿児島国道事務所と連携し、牛ノ浜駅前の国道3号沿線の伐採及び張コンクリートを行い、牛之浜景勝地の眺望を確保することができました。

155ページになります。

危険家屋解体事業については、市民の日常生活における安全・安心の確保と住環境の整備及び良好な景観の維持を図るため、危険空家の解体撤去を行うものに対し補助金を交付するものであり、令和5年度は14件実施しました。事業の成果としては、住環境の改善及び良好な景観の維持が図られました。

なお、本事業については、まちづくりビジョンの取組状況の28ページに記載されており、令和5年度の事業評価はBとなっております。

156ページになります。

住宅改修事業では、阿久根市公営住宅等長寿命化計画により、春畑住宅、ふれあい住宅について改修を行っているものです。春畑住宅については、居住性向上のため、トイレの水洗化、ユニットバスの設置や住宅の長寿命化のため、屋上防水改修及び外壁改修などを行っております。ふれあい住宅については、屋上防水改修及び外壁改修を行っており、この工事により、入居者の住環境の整備と住宅の耐久性の向上が図られました。

なお、本事業については、まちづくりビジョンの取組状況の28ページに記載されており、令和5年度の事業評価はBとなっております。

以上で、主要事業の成果説明書の説明を終わり、引き続き、一般会計歳入、歳出の主なものについて御説明いたします。

まず、歳出から御説明いたします。

決算に関する説明書は64ページから65ページにかけて、事項別明細書は39ページを御覧ください。

8款土木費2項1目道路橋りょう総務費18節負担金、補助及び交付金は、備考欄記載の市道等清掃活動補助事業ほか7件です。

2目道路維持費12節委託料は、市道伐開事業として、市道阿久根出水線及び市道茶円ヶ段線を道路維持修繕事業に伴う測量設計業務として、市道丸岡線及び市道丸尾線をそれぞれ実施しました。14節工事請負費は、備考欄記載の道路改修工事20件のほか2件の工事を行ったものです。15節原材料費は、道路補修用アスファルト合材や砕石、セメント、蓋板等の購入費用です。18節負担金、補助及び交付金は、各区が管理する法定外公共物の改修事業に対する阿久根市法定外公共物改修事業補助金であり、8件実施しました。

決算に関する説明書は66ページ、事項別明細書は60ページになります。

3目道路新設改良費18節負担金、補助及び交付金の内訳は、地方特定道路整備事業、県道脇本赤瀬川線、槁之浦工区。

〔竹原信一委員「事項別明細書は何ページ」と呼ぶ〕

すいません。事項別明細書は40ページです。申し訳ありませんでした。

〔発言する者あり〕

すいませんでした。

18節負担金、補助及び交付金の内訳は、地方特定道路整備事業、県道脇本赤瀬川線槁之浦工区及び県単道路整備事業、県道脇本赤瀬川線根比工区の市の負担金であり、負担率はそれぞれ5%と10%です。

4目橋りょう維持費14節工事請負費は、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、道路メンテナンス事業により橋梁修繕工事を実施したものであり、明許繰越で2件、また、現年度分として4件の修繕工事を実施しました。

6目交通安全施設整備費14節工事請負費は、市道12路線においてガードレール、区画線等を設置したものです。

事故別明細書は41ページになります。

4目砂防費14節工事請負費は、的場地区の県単急傾斜地崩壊対策工事と黒之浜地区の急傾斜施設維持修繕工事であります。18節負担金、補助及び交付金は、県が実施します県単砂防事業小漣地区及び県営急傾斜地崩壊対策事業尻無1地区に対する負担金であり、負担金はそれぞれ10%と20%です。

決算に関する説明書は67ページになります。

4項港湾費2目港湾建設費14節工事請負費は、令和4年度からの繰越事業で実施した高之口港防波堤の改修工事であります。18節負担金、補助及び交付金は、県が実施します黒之浜港改修工事に対する負担金であり、負担率は3分の0.4です。

5項都市計画費1目都市計画総務費12節委託料のうち主なものは、不動産鑑定評価業務委託であり、潟区内の未処分所有地の土地評価を行ったものです。

事項別明細書は42ページになります。

3目公園費12節委託料は、決算に関する説明書備考欄記載の公園緑地管理業務ほか10件を実施したものであります。

決算に関する説明書は68ページになります。

24節積立金は、「サンセット牛之浜景勝地」の道の駅整備基金として積み立てたものであり、令和5年度末の基金残高はおよそ6億円となりました。

事項別明細書は43ページになります。

6項住宅費1目住宅管理費12節委託料は、決算に関する説明書備考欄記載の、寺山住宅エレベーター保守点検業務ほか10件です。

決算に関する説明書は69ページになります。

14節工事請負費は、決算に関する説明書備考欄記載の4件の工事を行ったものです。

次に、決算に関する説明書は83ページ、事項別明細書は53ページになります。

11款災害復旧費6項1目単独施設災害復旧費12節委託料は、災害復旧事業に係る大下川ほか1件の測量設計業務委託が主なものです。

2目補助土木施設災害復旧費14節工事請負費は、道路10件、河川6件の災害復旧工事を実施したものです。

次に、歳入について御説明いたします。

決算に関する説明書で説明させていただきます。9ページを御覧ください。

12款分担金及び負担金1項2目土木費分担金は、歳出で説明しました的場地区における県単急傾斜地崩壊対策事業に係る地権者からの分担金であり、負担率は10%です。

次に、11ページになります。

13款使用料及び手数料 1 項 6 目土木使用料の道路橋りょう使用料及び都市計画使用料は、市道や公園等における電柱、電話柱の占用料が主なものです。住宅使用料については、備考欄記載のとおりです。

次に、14ページになります。

14款国庫支出金 1 項10目災害復旧費国庫負担金の土木施設災害復旧費負担金は、歳出で説明しました災害復旧工事に係る国の負担金であります。

次に、15ページになります。

2 項 7 目土木費国庫補助金は、備考欄記載の道路橋りょう費補助金、港湾事業費補助金、都市計画費補助金、住宅費補助金であり、それぞれの事業に財源充当するものです。

次に、19ページになります。

15款県支出金 2 項 7 目土木費県補助金のうち河川費補助金は、的場地区における県単急傾斜地崩壊対策事業に対する補助金であり、補助率は50%です。

次に、23ページをお願いします。

16款財産収入 2 項 1 目不動産売払収入のうち都市建設課所管分は、旧潟土地地区画整理事業地内未処分市有地 2 筆と法定外公共物の払下げに伴う土地売払代金になります。

次に、28ページになります。

20款諸収入 5 項 4 目雑入のうち都市建設課所管分の主なものは、過年度分全国公営住宅火災共済機構共済金であり、令和 4 年度、落雷で寺山住宅エレベーター及び給水設備が故障し、修繕を行った費用に係る共済金であります。

以上で、都市建設課所管に関する説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

濱田洋一委員長

課長の説明が終わりました。

皆様、質問あろうかと思えます。ありますよね。

〔「あります」と呼ぶ者あり〕

この際、午前中の審査を一時中止し、休憩いたします。

(休憩 午後 0 時 8 分～午後 1 時 7 分)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

質疑に入ります。質疑ありませんか。

大田基次委員

主要事業の成果説明書の136ページです。

この清掃活動に対して、補助金が各区に出るわけですが、これに対しての書類というのは、補助をもらうのに書類というのはどのようなものが必要なんですか。写真とかあるんじゃないですか。

松下都市建設課長補佐兼管理係長

市にまず出していただく書類としては、市道の清掃をした実績一覧ですね。どこの路線をしましたということと、それから、それと一緒につけていただくのが市道を清掃する前と後、いわゆる清掃がしたことが分かる状況の写真をつけていただく。それを出していただければこの補助を受けることができます。

大田基次委員

この事業実施状況を見ると、令和2年から3年、4年、延べ清掃距離っていうのが472キロということで一緒なんですよね、大体。まあ5年度は482キロというふうになってるんですが、ちょっとこれお願いになるかもしれませんが、区長さんたちの事務も、最近は経理までされる区長さんたちもいらっしゃって煩雑になってると思うんですよ。それで1年交代するところというところになれば、決まった書類でも大変なんじゃないかなと思うんですが、その辺を簡略化していただけるようなものはないんでしょうか。

これはお願いです。すいません、終わります。

濱田洋一委員長

ただいまの発言は御意見ということで了解いたします。

渡辺久治委員

主要成果説明書の155ページ、危険家屋解体事業、5年度から補助率も上がって、上限も上がってるもんだから、利用しやすくなってると思うんですけども、これは、危険家屋、家屋というのは倉庫とかそういうのも含まれますか。

濱田洋一委員長

これは住宅のみということになるろうかと思えます。ここにも記載してありますけれども。
〔渡辺久治委員「いや、それは、はい」と呼ぶ〕
休憩に入ります。

(休憩 午後1時10分～午後1時11分)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。
ほかに御質疑ございませんか。

白石純一委員

主要事業の成果説明書156ページ、8款6項1目住宅改修ですが、給排水設備改修、これにはトイレも含まれているということでよろしいでしょうか。

脇園住宅対策係長

はい、トイレの水洗化も含まれているところでございます。

白石純一委員

その内容ですけれども、もう全て洋式なんでしょうか。そして、洋式の場合はシャワートイレがつくものなんでしょうか。

脇園住宅対策係長

はい、洋式の水洗トイレとなっております。ただシャワートイレ、ウォシュレットについてはついておりません。

白石純一委員

その場合ですね、個人でシャワートイレがどうしても欲しいという方は、自分で取り付けることができるような形になっているんでしょうか。

脇園住宅対策係長

はい、部屋の模様替え申請の届出を出していただいた上で、ウォシュレットつきに交換可能でありますので、そういった形で対応していただければと思います。

〔白石純一委員「はい、分かりました」と呼ぶ〕

濱田洋一委員長

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第1号中、都市建設課所管の事項について審査を一時中止します。

〔都市建設課退室、生涯学習課入室〕

〔発言する者あり〕

この際暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時15分～午後1時15分)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、認定第1号中、生涯学習課所管の事項について審査に入ります。

生涯学習課長の説明を求めます。

新町生涯学習課長

認定第1号中、生涯学習課の所管する事項について御説明いたします。

初めに、主要事業の成果説明書について、主なものを御説明いたします。

176ページを御覧ください。

第10款教育費5項1目社会教育総務費、学習推進事業については、生涯学習の推進と社会教育の充実のために、生涯学習講座、家庭教育学級や高齢者学級を開設し、感染対策を図りながら、学びのできる環境づくりに努め、生きがいを持って社会に参加できるよう学習機会の提供と機会の充実にも努めました。なお、令和4年度に引き続き、生涯学習フェアを開催し、生涯学習講座や高齢者学級の活動発表や作品の展示を行い、日頃の成果を披露することができました。

次に、177ページを御覧ください。

第10款教育費5項1目社会教育総務費、青少年育成事業ですが、令和4年度はコロナの影響で中止となったあくねキッズスクール及び星空観望会を再開し、体験を通じた活動を実施することができました。地域学校協働活動は、学校応援団ボランティアに登録されている方による学校と連携した郷土芸能や昔遊びなどの学習を実施しました。

なお、学習推進事業、青少年育成事業については、まちづくりビジョンの取組状況の36ページ、37ページに記載されており、令和5年度は、生涯学習講座参加者総数は1,606人と令和4年度と比較して237人の増となりましたが、目標の80%未満であったため、事業評価D、学校応援団ボランティア活動総数は1,184人で、4年度と比較して134人の増となりましたが、4年度と同様事業評価D、家庭教育学級参加者数は1,223人で、4年度と比較して33人の増となりましたが、4年度と同様事業評価B、ジュニア・リーダークラブ会員は13人で4年度と比較して1人減で、事業評価Dとなっております。

次に、成果説明書の178ページにお戻りください。

第10款教育費5項1目社会教育総務費、自主文化事業についてであります。

事業の実施においては、台風などでの中止もなく、年間を通してコンサートや演劇など

の開催に取り組み、文化芸術の振興及び鑑賞の機会をつくりました。成果説明書に記載のとおり、16の自主文化事業を開催し、合計3,704人の入場があり、令和4年度と比較して、事業数は6事業、来場者数は1,423人増加しました。特に、海上自衛隊佐世保音楽隊コンサートは500人を超える人気であり、演奏やダンスにより会場は盛り上がりました。しかし、イベントによっては想定よりも入場者が伸びなかったものもあるため、集客力のあるイベントの企画や周知、宣伝に努めてまいります。

次に、179ページを御覧ください。

第10款教育費5項1目社会教育総務費、あくね洋画展であります。8月26日から9月3日までの9日間で開催しました。市内外から一般・高校生の部に206作品、ジュニアの部に1,152作品の応募があり、来場者数は1,702名と、令和4年度より383名の増でありました。新たな試みといたしまして、洋画展期間中の最初と最後の日曜日に自主文化事業シネマパラダイスを開催したことや新型コロナウイルス感染症の影響で見送っていたオープニングセレモニー、ギャラリートークを再開したことが増の要因と考えます。

次に、180ページを御覧ください。

第10款教育費5項3目図書館費、図書館運営事務であります。図書館の運営についてですが、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ利用者数及び貸出冊数は、少しずつ増加はしておりますが、指定管理者であるNPO法人ふれでおと連携し、読書活動の推進を図ってまいります。

なお、本事業については、まちづくりビジョンの取組状況の36ページに記載されており、令和5年度の事業評価は、ただいま説明した理由からD評価となっております。

次に、決算に関する説明書及び歳入歳出決算事項別明細書に基づき、主なものについて御説明いたします。

初めに歳出から御説明いたします。

決算に関する説明書は39ページ、事項別明細書は19ページを御覧ください。

第2款総務費1項19目市民交流施設管理費は、市民交流センター管理にかかる費用が主なもので、執行率は93.2%であります。

1節報酬は、窓口事務補助員1人と警備員2人分の報酬であり、12節委託料は、決算に関する説明書39ページから40ページにかけての、備考欄に記載の衛生害虫等防除業務ほか15件の委託料であります。

次に、ページが飛びますが、決算に関する説明書は77ページ、事項別明細書は48ページを御覧ください。

第10款教育費5項1目社会教育総務費は、社会教育の推進及び組織づくりのための費用が主なもので、執行率は95.7%であります。

1節報酬は、社会教育指導員5人分と自主文化事業等推進員2人分の報酬及びその他各種委員3件の委員報酬であります。7節報償費は、二十歳のつどい記念品や生涯学習講座等講師謝金、あくね洋画展審査委員謝金ほかの講師謝金であり、12節委託料は、市内10の小・中学校で実施した家庭教育学級や自主文化事業等の委託費用など7件の委託料であります。17節備品購入費は、市の視聴覚ライブラリー貸出用DVDソフト2本を購入したものであります。

決算に関する説明書は78ページにかけてになりますが、18節負担金、補助及び交付金は、説明書の備考欄に記載のとおり、県視聴覚教育連盟ほか各種協議会等9件の負担金と校外

生活指導連絡協議会ほか7件の補助金であり、そのうち郷土芸能育成は、古里山田学保存会ほか5団体への補助であります。

なお、文化財関係団体育成事業については、まちづくりビジョンの取組状況の38ページに記載されており、令和5年度は文化財関係団体育成件数が6件となったことから、事業評価はAとなっております。

次に、事項別明細書は49ページを御覧ください。

2目公民館費は、公民館活動の充実を図り、地域の活性化の推進にかかる費用が主なもので、執行率は93.6%であります。

1節報酬は、脇本地区公民館及び中央公民館鶴見分館警備員4名分の報酬が主なものであります。12節委託料は、決算に関する説明書の備考欄に記載のとおり、脇本及び大川地区公民館の館内清掃業務ほか8件の委託料が主なものであります。14節工事請負費は、脇本地区公民館2階トイレの改修工事であり、男子和式便器1基、女子和式便器2基を洋式に改修したものであります。16節公有財産購入費は、脇本地区公民館研修室及び集会室のエアコンが故障し、修繕ができなかったため、予備費を467万2000円充用し、購入したものであります。18節負担金、補助及び交付金のうち自治公民館整備事業は、表川内区自治公民館の床改修、筒田区自治公民館の外壁及びトイレ改修、古里区自治公民館の外壁などの改修3件に係る補助であります。

次に、決算に関する説明書は79ページを御覧ください。

3目図書館費は、図書館運営に係る費用が主なもので、執行率は99.5%であります。

10節需用費は、図書館事務室に雨漏りが発生したため、19万3000円を予備費から充用し、修繕したものであります。12節委託料は、指定管理者であるNPO法人ふれでおに委託した図書館及び郷土資料館の指定管理委託料ほか3件であります。17節備品購入費は、図書館の図書購入費であります。

なお、図書購入につきましては、成果説明書180ページに記載のとおり、一般図書及び児童図書合わせて計2,142冊を購入しており、年度末の蔵書数は8万5212冊であります。

24節積立金は、阿久根ライオンズクラブからの寄附金と基金利子分を積み立てたもので、令和5年度末の基金残高は1819万9230円であります。

次に、事項別明細書は50ページにかけてになりますが、4目青年の家管理費は、青年の家管理運営に係る費用が主なもので、執行率は、96.9%であります。

10節需用費は、光熱水費が主なものであります。12節委託料は、館内清掃業務ほか4件の委託料であります。

以上で歳出に関する説明を終わり、次に歳入についてであります。歳入につきましては、決算に関する説明書により説明させていただきます。

決算に関する説明書の10ページを御覧ください。

第13款使用料及び手数料1項使用料1目総務使用料のうち生涯学習課所管の総務管理使用料は、市民交流センター使用料であります。

次に、11ページから12ページにかけてになりますが、7目教育使用料のうち社会教育使用料は、備考欄に記載のとおり脇本地区公民館ほか3件の施設使用料であります。

次に、22ページを御覧ください。

第16款財産収入1項2目利子及び配当金のうち生涯学習課所管分については、備考欄に記載の読書推進基金利子であります。

次に、23ページを御覧ください。

第17款寄附金1項10目教育費寄附金は、市文化協会から10万円、阿久根ライオンズクラブから5万円の寄附金であります。

次に、24ページを御覧ください。

第18款繰入金1項9目読書推進基金繰入金は、図書購入費用の財源として、読書推進基金から繰り入れたものであります。

次に、29ページを御覧ください。

第20款諸収入5項4目雑入のうち生涯学習課所管分は、備考欄記載のとおり雇用保険料ほか11件であります。主なものは、自主文化事業入場券販売収入であります。

次に、31ページを御覧ください。

第21款市債1項9目教育債のうち生涯学習課所管分は、社会教育債、公民館改修事業債590万円であり、歳出で御説明しました協本地区公民館トイレ改修工事に充当したものであります。

以上で、令和5年度歳入歳出決算について、生涯学習課所管分の説明を終わりますが、御審議方よろしくお願いいたします。

濱田洋一委員長

課長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

白石純一委員

成果説明書178ページ、10款5項1目自主文化事業です。

思ったほど入らないイベントもあったということですが、私、市報や市のホームページまたは市のLINE等を通じて、なかなか、特にプッシュ型のLINE等でもう少し広報を図ってもいいのではないかなという気がするんですが、また、ホームページやインスタ、当市のSNSページでもなかなか頻度を見ないなという気がするんですが、告知ですね、その辺り十分だったとお考えでしょうか。

大漣生涯学習課長補佐兼文化係長

自主文化事業の広報については、広報あくね、ホームページ、フェイスブック、ポスター、チラシ作成、あと広報等に載ったものや防災無線で呼びかけたものについてはLINEでも掲載していただいております。

広報が十分でなかったという部分、やはり、風テラス専用のフェイスブックもあるんですけども、そちらへのリンク、つなげ方がちょっと足りないかなという部分もありますので、その辺をもう少し、SNSを活用した広報を図っていきたいと思っております。

白石純一委員

フェイスブックを使われてるのをたまに見ますけれども、インスタグラムは使われていないですか。

大漣生涯学習課長補佐兼文化係長

はい、現在のところ使っておりません。

白石純一委員

フェイスブックとインスタグラムでは利用者が、年代層が全く異なるということは把握されていますか。

新町生涯学習課長

年齢層が異なるものの把握というのは、実際私もインスタ等を利用したことがありませんので、ちょっとその辺はまだ知識がないところです。

白石純一委員

フェイスブックはもうほとんど40代、50代以上の方で、20代、30代、40代の方ほとんど見られない、使われてないですね。その層でフェイスブックの代わりに使われているのがインスタであるので、インスタグラムを使わない限り、そうした層に訴求できる可能性はないので、その辺りの認識をまず改めていただきたいと思います。

そして、私もできるだけこの自主文化事業を出るように、可能な限り出るようにしてるんですけども、もちろん、満杯になる方は市民の方優先で、できるだけ多くの市民の方に見てもらいたいと思いますけれども、そうでもないイベントで、なかなか市の職員の方は限られた方しか見ないケースが多いんですけども、せっかくこの市民がすぐれた文化芸術に直接触れる機会がつくられているので、市民の方で満杯にならないようなイベントに関しては、職員の方にもぜひ味わってほしいと思うんですが、その辺りの職員への告知は十分だと思われませんか。

新町生涯学習課長

イベントの前の課長会を通じての職員への周知や、情報ステーションというものがあるんですが、そこで職員向けのインフォメーションで流すなどの周知はいたしておりますが、今後も、もっと職員に向けての周知も努力をしてみたいと思います。

白石純一委員

最後ですけど、現状と課題の1番下により多くの子育て世代の方々等に鑑賞していただけるようにということですが、この辺りも、子育てルームも親子ルームもあるにもかかわらず余り利用されてないような気がします。子育て世代、そして小・中学校での告知が果たして十分なのかなということも疑問なんですけど、その辺りはいかがでしょうか。

新町生涯学習課長

これも昨年度途中からなんですけど、ポスター、チラシ等に親子ルームのこととか、託児所、要予約にはしてるんですけども、託児所を配置しますよということも、途中からではありますが、ポスターにもチラシにも掲示はするようにはしてありますので、今後もその辺もうちょっと、先ほどのSNSなども通じて、利用して、周知をしていければと考えております。

白石純一委員

小学校、中学校での子供たちを通じて、まあ、親も当然含めて、周知は十分でしょうか。

新町生涯学習課長

子供向けの映画であったり、イベントであったり、今年度になるんですけど、この前も声優体験、子供向けの分も開催したんですけど、それは事前に各学校にはチラシ等を配布して周知をしておりますので、今後もその辺も続けて、もうちょっと周知が行き届くように努力をしてみたいです。

大漣生涯学習課長補佐兼文化係長

昨年度、5年度で言いますと、風テラスのシネマパラダイス等、子供向けのイベントについては各学校にチラシとポスター等を配布しております。それ以外のイベントについても、ポスター等を配布しておりますが、なかなかそれが生かされていないというか、来場者数につながっていないという部分があるんですけど、子育て世代の集客をどう図っていくか

というのを、また今後、アンケートをなかなかとる機会がないものですから、QRコード等で手軽にできるアンケートなどで、子育て世代の方にどういうものを欲しているかとかそういう調査をして、そういうのを生かしていきながら集客を図っていきたいと思っております。

竹之内和満委員

主要事業の成果説明書180ページ、図書館運営事務について。

もう一つ、まず同じところで、まちづくりビジョンの取組状況ということで、36ページですね、KPIの達成状況というのをしますと、まず、成果説明書を見ると令和5年度が利用者が1万7273名、4年度、3年とも似たような数字でございます。KPIの達成状況を見ますとそういう状況でありながら目標値はものすごく高いんですね。3万6000～3万7000とか、3万8000とかなんですけど、恐らく、現実的にはもうできない、達成できないようなのが目標値になっておる、これは何なんでしょうか。

大漣生涯学習課長補佐兼文化係長

このまちづくりビジョンの設定をする際の基準値を設定する際に、こちらの3万8000という目標値が令和元年度の数値となっております。新市立図書館の建設も見込んでの数値となっております、そこが現在のところかなってないという部分で、なかなか目標達成に近づいていないというところであります。

竹之内和満委員

コロナ前は3万人以上とかそういうような利用者がいたんでしょうか。

大漣生涯学習課長補佐兼文化係長

はい、同程度の入館者数がいました。

竹之内和満委員

具体的に、何年度は何人というのがわかりますか。

大漣生涯学習課長補佐兼文化係長

コロナ前の令和元年度になりますけれども、平成30年度が3万6730。令和元年度が3万4870。令和2年度にコロナ禍に入りましたけれども1万2441となっております。

竹之内和満委員

つまりコロナ前からしたら全然元に戻ってないという状況ですかね。事業の成果というところに移動図書館や貸出文庫などを取り組んでいきたいということで、ここを取り組んで、もう実際に取り組んでいますよね。それでも増えないというわけですかね。

大漣生涯学習課長補佐兼文化係長

指定管理者のほうでもいろいろ館外に足を運んで利用者を増やすという取組もいろいろ取り組んでいただいているんですけども、やはりコロナ禍前に、阿久根小・中の児童生徒の方が学校帰りに寄って、それに伴って、保護者の方も活用してという部分が大きかったものですから、その習慣というか、そういうコロナ禍を経て、そういう習慣、図書館で送迎を待つとかですね、そういう習慣がなくなってしまった部分が伸び悩んでいる要因かと思えます。いろんな取組をしていただいているんですけども、そこを変えるというのはなかなか結構大きな力があるのかなということで、現在のところ、伸びが少ない、小さいという現状であります。

竹之内和満委員

確かに小学生が、図書館よく行くんですが少ないように思います。ただ大人も少ないん

ですよね。平日だったら、入場するときには人数のやつをぺっと押すんですが、大概1桁なんです、一般も。少ないなという感じはします。

それを、たくさん図書館に来てもらうための何か方策というのは。特に一般の方には何かありますか。

新町生涯学習課長

具体的に一般の来館者を増やすという方策は、今のところ思いつかないというか、なかなか来館者がいないので、指定管理者も外に出て行って、図書館に来ればもっと本があるんだよということも伝えてはいているんですが、なかなかすぐに効果があらわれるような取組がまだちょっとできていない状況です。

竹之内和満委員

ぜひ、じゃあ努力してほしいと思うんですが、ただ、3年ほど前に蔵書システムを導入したんですが、それは利用者増になったんですかね。

大漣生涯学習課長補佐兼文化係長

令和5年度の蔵書管理システムの予約数とネット予約と窓口予約の数でいうと、ネット予約が5件、窓口予約が311件であります。

これが、図書館の利用者増につながったかどうかというのはちょっと分からないところであるんですけども、蔵書管理システムについては、この予約システムだけではなく、図書館司書の方々の業務の軽減化にもつながっております。その辺がありまして、ほかのところに力を注げるようになっていないかという個人的には思っているんですけども、直接そこが利用者増につながっているかというのはちょっと不明なところであります。

竹之内和満委員

ネットで蔵書システムのあれ見たりするんですが、それ、予約しなくても実際見るだけで何があるとか貸出しとか分かるので重宝はしてるんですが、それが余りですね、何だろう、そこで来訪した人の数が把握されてませんよね確か。見た人が何人という、そういうのをぜひやってほしいかなという、予約までいかななくても、そういうのを閲覧した人の数が分かるようにしてほしいかなというふうに思います。

これは要望です。

濱田洋一委員長

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第1号中、生涯学習課所管の事項の審査を一時中止します。

〔生涯学習課退室、スポーツ推進課入室〕

次に、認定第1号中、スポーツ推進課所管の事項について審査に入ります。

スポーツ推進課長の説明を求めます。

寺地スポーツ推進課長

認定第1号中、スポーツ推進課の所管する事項について説明いたします。

初めに、主要事業の成果説明書について主なものを御説明いたします。

成果説明書の184ページをお開きください。

第10款教育費6項1目保健体育総務費の競技会等参加支援事業についてですが、令和5年度は15団体に対し交通費などの経費の一部を支援しました。本年度も引き続き支援を継続し、スポーツの発展と競技力の向上に努めていきます。

次に、186ページですが、同じく、第10款教育費6項1目保健体育総務費は4年ぶりに全種目を実施したあくねボンタンロードレース大会です。40回記念大会であり、招待選手として、本市出身の坂本氏、中原氏をゲストランナーとして迎え開催しました。当日は、1,500人のランナーがそれぞれの種目に参加し、ゴール後の本市特産品の振る舞いや抽せん会では多くの参加者などでにぎわい、観光のPRにも貢献することができました。

なお、まちづくりビジョンの38ページになりますけれども、ここに記載の取組状況の中にありますスポーツイベント参加者数には本大会の人数も含まれています。参加者数は、昨年度と比較し回復傾向にあります。目標値には及ばず、令和5年度の事業評価も昨年と同様、D評価となっております。

また、187ページの燃ゆる感動かごしま国体ボクシング競技会では、決算審査の日程や審査順において市議会にも御配慮いただき、開会式から滞りなく進められることができました。本大会では、5日間で約9,600人が来場する中、各階級で熱戦が繰り広げられ、また、会場では、郷土料理の振る舞い、鶴翔高校生や市内児童生徒の歓迎装飾、ボランティアスタッフによる運営サポートなど、多くの関係者に支えられ、無事に終わることができました。

次に、188ページの阿久根総合運動公園テニスコート改修事業では、スポーツ振興くじ助成金を活用し、テニスコート6面中4面あるクレイコートをオムニコートに改修したものであり、利用環境の向上を図ることができました。

次に、決算に関する説明書及び事項別明細書に基づき、主なものについて歳出から御説明いたします。

決算に関する説明書は79ページ、事項別明細書は50ページをお開きください。

第10款教育費6項1目保健体育総務費は、スポーツ推進委員への報酬などであり、決算に関する説明書は、次の80ページ、18節の各種協議会への負担金及び燃ゆる感動かごしま国体や九州選抜高等学校駅伝競走大会などのイベント補助、合宿等誘致推進事業などに関する費用が主なものであります。なお、支出済額は、令和4年度と比較し約1億2400万円余りの増となっております。これは、燃ゆる感動かごしま国体実行委員会への補助金が主な理由となっております。

次に、2目体育施設費は、施設の維持管理に必要な経費が主なもので、主なものであり、このうち1節報酬から4節共済費までは、会計年度任用職員3名分の人件費であり、事項別明細書は51ページ、10節需用費は、消耗品や光熱水費のほか、総合運動公園内の修繕料が主なものであります。決算に関する説明書の80ページから81ページにかけて、12節委託料は、一般廃棄物収集業務ほか15件であり、このうち陸上競技場高圧ケーブル等改修工事設計業務委託につきましては本年度工事に着手することとしています。14節工事請負費では、多目的雨天屋内運動場の屋根及び総合運動公園駐車場の区画線の経年劣化による改修、また、テニスコート6面のうちクレイコートの4面をオムニコートに改修したものであります。17節備品購入費は、トレーニング機器一式及びフロアシートの購入費用であります。

次に、3目海洋センター管理費ですが、B&G海洋センターの運営や維持管理に必要な経費が主なものとなります。このうち、7節報償費は、チャレンジアップスイミングなどの講師謝金が主なものであり、10節需用費は、消耗品や光熱費など、12節委託料は、機械設備等点検業務ほか5件であります。

次に、歳入についてですが、決算に関する説明書で御説明いたします。

12ページをお開きください。

第13款使用料及び手数料1項7目5節保健体育使用料は、決算に関する説明書に記載の総合運動公園施設ほか4件の使用料であります。

次に、決算に関する説明書は、15ページから16ページにかけて、事項別明細書は6ページをお開きください。

第14款国庫支出金2項9目教育費国庫補助金のうちスポーツ推進課所管分は、防災・安全社会資本整備交付金であり、多目的雨天屋内運動場改修工事の財源として充てたものであります。

次に、決算に関する説明書は19ページ、事項別明細書は8ページをお開きください。

第15款県支出金2項9目教育費県補助金のうちスポーツ推進課所管分は、燃ゆる感動かごしま国体会場地市町村運営交付金であり、次に、決算に関する説明書は22ページ、事項別明細書は9ページの第16款財産収入1項2目利子及び配当金のうちスポーツ推進課所管分の国民体育大会運営等基金の運用利子、また、決算に関する説明書は24ページ、事項別明細書は11ページの第18款基金繰入金1項13目国民体育大会運営等基金繰入金の3件は、それぞれ国民体育大会の運営などに係る経費の財源として充てたものであります。

次に、決算に関する説明書は29ページ、事項別明細書は12ページをお開きください。

第20款諸収入5項4目20節雑入のうちスポーツ推進課所管分は、決算に関する説明書に記載の6件であり、そのうち、スポーツ振興くじ助成金はテニスコート改修工事の財源として充てたものであります。

最後に、決算に関する説明書は31ページ、事項別明細書は13ページをお開きください。

第21款市債1項9目保健体育債は、先ほど歳出で御説明いたしました多目的雨天屋内運動場改修工事、テニスコート改修工事、陸上競技場高圧ケーブル等改修工事設計業務委託の財源にそれぞれ充てたものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いたします。

濱田洋一委員長

課長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第1号中、スポーツ推進課所管の事項の審査を一時中止します。

〔スポーツ推進課退室〕

ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時1分～午後2時10分)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

ここでお諮りします。

本日の審査は、スポーツ推進課までを予定しておりましたが、時間がありますので、引き続き明日予定している財政課の審査を行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

ただいまから財政課の審査に入ります。

〔財政課入室〕

次に、認定第1号中、財政課所管の事項について審査に入ります。

財政課長の説明を求めます。

猿楽財政課長

認定第1号について、総括的な事項と財政課所管に係る事項を御説明申し上げます。

初めに、総括的な事項についてであります。令和5年度一般会計におきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、その支援策として、住民税非課税世帯等への価格高騰重点支援給付金支給事業や、農業・漁業者に対し、肥料、飼料、燃料費等の支援事業など、地域経済及び市民生活の支援等を通じた地方創生に資する事業に取り組んだこと。

国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、書かない窓口サービスなど、各種申請事務のデジタル化を進め、住民サービスの向上や業務の効率化に取り組んだこと。

子育て世帯の経済的負担を軽減し、子育てに優しいまちづくりを推進するため、保育所及び認定こども園を利用する全ての子供の保育料の無償化に取り組んだこと。

住民の高齢化率の上昇や介護が必要な世帯の増加に伴い、家庭ごみを自らごみステーション等へ持ち出すことが困難な方の支援を行い、高齢化社会に対応した生活環境の向上に取り組んだこと。

ゼロカーボンシティ宣言に基づき、地域の脱炭素化に向けて、公用電気自動車の購入及び充電設備の導入に取り組んだこと。

新規就農者育成総合対策事業等による農業後継者の定着と確保に努めるとともに、漁業用機器等の修理に要する経費の一部を補助するなど、漁業者の継続的な操業の支援に取り組んだこと。

番所丘公園のさらなる活用とにぎわいの創出を図るため、オートキャンプ場の整備やサンセット牛之浜景勝地の道の駅の整備事業に必要な基金積立など、観光を基軸とするまちづくりに取り組んだことなどを含め、東シナ海の宝のまち阿久根を次の世代につなぎ、観光・産業の振興、脱炭素や環境への取組を通じ、次の世代を担う子供からお年寄りまで安心して暮らせるまちづくりを進めるため、各般の施策に取り組んできたところであります。

それでは、決算に関する説明書に基づき、まずは、一般会計における総括的な事項について、その概要を御説明いたします。

決算に関する説明書の1ページを御覧ください。

令和5年度会計別決算総括表であります。一般会計の歳入総額は138億8123万2933円、歳出総額は133億484万9727円であり、歳入歳出差引額は5億7638万3206円であります。

この歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源1627万9000円を差し引いた実質収支は、5億6010万4206円であり、この実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は、2945万6684円であります。さらに、この単年度収支に財政調整基金への積立金2億6961万3900円を加え、同基金の取崩額2億1106万5000円を差し引いた実質単年度収支は、8800万5584円となりました。

次に、2ページ及び3ページの普通会計に係る経常収支の状況について御説明申し上げます。

これは、毎年度、総務省において実施される地方財政状況調査における統計上のルールに従って決算額を分類したものであります。

2 ページの歳入についてであります。令和5年度における歳入合計は138億6368万5000円であり、うち地方税や普通交付税等の経常一般財源は66億7577万8000円であります。

次に、3 ページの性質別歳出の状況についてであります。歳出合計は132億8730万2000円であり、このうち義務的経費の人件費の決算額は、前年度に比べ1894万1000円の増、扶助費は、住民税非課税世帯等への価格高騰重点支援給付金支給事業の実施などにより3億408万2000円の増、公債費は、地方債の繰上償還の皆減により1億9565万9000円の減となり、義務的経費全体では1億2736万4000円の増、構成比では1.7ポイントの増となっております。

また、その他の経費では、物件費は前年度に比べ7884万8000円増の16億4万3000円、補助費等はプレミアム付き商品券交付事業の皆減などにより1億9709万3000円減の16億1742万5000円、積立金は8596万7000円減の11億1599万円となりました。

投資的経費では、建設事業費は前年度に比べ8352万2000円減の16億1355万8000円であり、うち災害復旧費は4010万9000円増の1億2798万4000円となりました。

次に、表の中ほどの列の下から3段目の経常収支比率についてであります。

経常収支比率は、財政構造の弾力性を判断する指標であり、令和5年度は93.6%となり、前年度より0.9ポイントの増となっております。これは、経常一般財源の総額が昨年度より2891万9000円増となったものの歳出に充当する経常一般財源が前年度より9070万8000円増加したところによるものであります。

また、財政の健全化を判断する指標の一つである将来負担比率は、まちづくりビジョンの取組状況の44ページに記載されており、算定値なしであることから令和5年度の評価はA評価となっております。

その他の指標である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のいずれも早期健全化基準には達しておらず、これらのことから本市の財政の健全性は保たれていると言えます。

次に、決算に関する説明書の4ページ及び5ページは、一般会計における款別の決算状況でありますので、それぞれ所管の課等において説明がなされたところであり、説明は省略させていただきます。

次に、財政課所管分の歳入歳出決算について申し上げます。

初めに、主要事業の成果説明書から御説明申し上げます。

成果説明書の4ページをお開きください。

旧国民宿舎跡地活用事業につきましては、立入防止柵改修設置工事を実施し、具体的な活用が決定するまでの間、立入防止柵の形状を一部変更し、安全に眺望を楽しめるようにしたものであります。

次に、決算の主な内容について、決算に関する説明書により御説明いたします。

まず、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

決算に関する説明書は34ページから35ページにかけてですが、第2款総務費1項5目財産管理費は、公会計制度に基づく財務諸表連結等支援業務が主なものであります。

次に、7目財産管理費のうち財政課所管分について、委託料は、普通財産の除草作業や土地境界の測量業務等が主なものであり、工事請負費は、先ほど申し上げた旧国民宿舎跡地立入防止柵改修工事と旧牛之浜児童館敷地に接続された側溝改修工事の2件であります。

次に、積立金は、財政調整基金、減債基金、市有施設整備基金及び市民交流施設整備基金に積立てを行ったものであり、内訳は備考欄に記載のとおりであります。

次に、83ページを御覧ください。

第12款公債費 1 項公債費は、市債の償還金元金と利子であります。なお、令和 5 年度末の市債残高は、前年度に比較して約 3 億 3000 万円減の 113 億 2000 万円余りとなったところであります。

次に、第14款予備費については、緊急を要した施設の修繕など延べ 6 件で 1698 万 2000 円の充用を行っております。

以上で歳出についての説明を終わり、次に、歳入の主な内容について御説明いたします。決算に関する説明書は 8 ページを御覧ください。

第 2 款地方譲与税は、前年度比 140 万 9000 円の増、第 7 款地方消費税交付金は 414 万 4000 円の減、9 ページにかけて第 8 款自動車税環境性能割交付金は 247 万 2690 円の増となりました。

第 9 款地方特例交付金は、前年度比 44 万 8000 円の増となっております。

次に、第10款地方交付税は前年度比 7535 万 8000 円の増であり、内訳につきましては、普通交付税が 6930 万 7000 円、特別交付税が 605 万 1000 円それぞれ増となりました。

次に、21ページを御覧ください。

第16款財産収入 1 項 1 目財産貸付収入のうち財政課所管分は 826 万 3085 円であり、主なものは、桑原城工業団地の貸付料 566 万円であります。

なお、収入未済額は 7 名の未納分ではありますが、総額 611 万 5338 円となり、前年度より 86 万 9420 円の増となっております。

次に、2 目利子及び配当金のうち財政課所管分の基金利子につきましては、決算に関する説明書の備考欄に記載のとおりであり、株式配当金は 21 万 7500 円ですが、内訳につきましては、株式会社南日本放送が 18 万円、株式会社南日本銀行が 3 万 7500 円であります。

22ページを御覧ください。

2 項 1 目不動産売払収入のうち財政課所管分は、普通財産として管理していた土地 2 件の売却によるものです。

23ページを御覧ください。

第17款寄附金のうち財政課所管分は、1 項 1 目一般寄附金の 32 万円であります。

第18款繰入金 1 項基金繰入金のうち財政課所管分は、1 目財政調整基金繰入金、24 ページに移り、4 目市有施設整備基金繰入金 12 目市民交流施設整備基金繰入金であり、それぞれ繰り入れたものであります。なお、定額運用基金を除く各基金の現在高につきましては、86 億 2200 万円余りとなっております。

決算に関する説明書は 26 ページを御覧ください。

第20款諸収入 5 項 4 目雑入のうち財政課所管分の県市町村振興協会市町村交付金は、市町村振興宝くじ等の売上げ収益金の中から交付されたものであります。

32ページを御覧ください。

第21款市債 1 項 15 目臨時財政対策債の収入済額は、前年度より 4365 万 4000 円の減となり、これは、国において地方税収の増額を背景に発行可能額が抑制されたためであります。

以上で、歳入歳出決算額についての説明を終わり、次に、財産に関する調書についてありますが、監査委員の審査意見書を御覧いただき、37 ページから 40 ページにかけて、土

地、建物ほか、財産の種類ごとに、令和5年度中の増減内訳について記載してありますので、御参照いただき説明を省略させていただきます。

また、基金の運用に関する調書につきましても、同じく審査意見書の41ページ及び42ページに、土地基金などの定額運用基金の運用状況について記載してありますので、御参照いただき、説明を省略させていただきます。

以上で、認定第1号に係る令和5年度一般会計決算に関する総括的な事項と財政課所管に係る主な事項についての説明を終わります。

よろしくお願い申し上げます。

濱田洋一委員

課長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

川原慎一委員

すいません、財産に関する調書と運用に関する調書のところの意見書のページ数をもう1回教えてください。

猿楽財政課長

財産に関する調書ですけれども、監査委員の先ほど申し上げました審査意見書の37ページから40ページまででございます。

あとは、基金の運用に関する調書につきましては、審査意見書の41ページと42ページに記載してあります。

大野雅子委員

主要事業の成果説明書です、4ページ、国民宿舎跡地事務の件です。

より眺望が安全に楽しめる状況になりましたということでした。入り口のほうに、この間行ったら、コーンが、こう、立ててあるんですね。それは入っていいということなんだろうかと思いつながら、よく分からないな。ちょうど草刈りもこうされててよかったなと思ったんですけれども、高さ的にもこの入り口が、この木があって、決して水平線が見える位置ではないなあと、場所をずらしたらきれいに見えたのになあとというふうに私は感じました。ほかの人にも聞いても、そう言われる方がいらっしやいました。なぜあそこの場所だったのかなということでしたけれども、教えてください。

猿楽財政課長

私どもも現場を見に行つて、確かにちょうど木がかかるところに場所が当たってしまうというのは確認したところです。ただ、まず、ポールを立ててあるところは歩いていってはよいと、車両を通行止めしようかという目印であそこはポールを建ててある。余り奥に行けば車両ごと、何も防護柵がないので、それが安全防止も含めて止めをかけているということと、やはり1番端っこを切ることによって、今貸付けを、あの土地は行っているその方にも余り支障のないよう、かつ、眺望を楽しめるようなところということでバランスをとったんですけれども、私も直接現場に行つて、ちょうど市民の方と会って話したときに、もうちょっと山を切ってもらえる眺望のほうがよかったということは聞いております。

今後、活用も含め、どのようにまたやっていくかは今後の課題として、少しでも市民の皆様にも眺望を楽しめ、また、あそこが阿久根のシンボリックな景観っていうところも踏まえて検討はするべきところかなと考えております。

大野雅子委員

短期貸付等を行うというのは、どういふのを考えてらっしゃるところですか。

猿楽財政課長

既に今貸付けを行っている、先ほどの決算で貸付料を取っております一部に、1団体、ジムカーナというオートレースをされる方々に敷地を貸してございます。大体、月に1回は必ず借りに来るぐらい、今頻度がございまして、その方々にも楽しんで、もちろん安全策を取りながら、有効に土地を使っている、今のところは何も予定がないものですから許可し、使用していただいているという現状でございます。

大野雅子委員

結局、短期貸付けの方たちは安全柵はないところであれしているということですので、危険がないように使っていただくようによろしくお願ひします。なるべく、市民の多くの人に使えるようによろしくお願ひします。

白石純一委員

同じ件ですけれども、展望所として整備したということですけど、実質的に展望所になってないと私は思います。非常に金の、費用の使い方が非効率ではないかなと思うんですが、その点いかが反論されますか。

猿楽財政課長

今申し上げられたとおり、展望所としての完成形ではないというのは、今のところ仮の眺望をお楽しみいただくための延長上にある防護柵を作ったというところでございます。もちろん、具体的な展望所等については、もっと具体的な計画や、あるいは予算というものも踏まえて、今あるHKRとの協定も含めて全体的に考えなければならないことだとも思われますし、今のところは仮設のもので、範囲で、眺望をお楽しみいただくというところで捉えております。

白石純一委員

眺望を楽しめないんですよね。決して、海が見渡せるというわけでもないし、少なくとも視界にある木、樹木をですね、伐採することで、視界を広く、開けて眺望が楽しめるのではないかと思うんですが、そうしたことは今後は考えられないんですか。

猿楽財政課長

そのような、やはりいろんな方に、広くあの場所の良さを知っていただくというのには、やはり検討が必要なのかなあ、眺望の広げ方や伐木等も含め検討の余地はあると考えております。

白石純一委員

眺望を楽しめる状況となったと書いてありますが、そういう状況となっていないと思います。そして、市民に広くそこを告知され、展望所として眺望を楽しめますよという告知は市民にはされてますか。見た記憶がないんですけど。

猿楽財政課長

先ほどの回答のとおり、展望所としての完成形でない、展望所としてのオープンが今のところはされていない、仮の防護柵で見える範囲を広げたというまでの今回の措置工事でございます。なので、広く広報するという段階ではないと判断し、そのような広報は今のところ考えておりません。

白石純一委員

この状況では、この費用の使用の目的に果たして合っているのかなと疑問に思わざるを得ません。

濱田洋一委員長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第1号中、財政課所管の事項について審査を一時中止します。

〔財政課退室〕

所管課等への質疑は終了しました。

- 認定第1号 令和5年度阿久根市歳入歳出決算認定について（一般会計）
- 認定第2号 令和5年度阿久根市歳入歳出決算認定について（国民健康保険特別会計）
- 認定第3号 令和5年度阿久根市歳入歳出決算認定について（交通災害共済特別会計）
- 認定第4号 令和5年度阿久根市歳入歳出決算認定について（介護保険特別会計）
- 認定第5号 令和5年度阿久根市歳入歳出決算認定について（後期高齢者医療特別会計）
- 認定第6号 令和5年度阿久根市水道事業会計の決算の認定について

濱田洋一委員長

認定第1号から第6号までを一括して議題とします。

ここで、現地調査についてお諮りします。

現地調査の御希望がある場合は、例えば、決算に関する説明書の何ページ、何款何項何目、何々事業の何々の実施状況を確認したい、のように、決算書のページ、款、項、目、事業や業務の名称、調査したい内容をお知らせください。

それでは、現地調査の御希望はありませんか。

川畑二美委員

成果説明の188ページ。

阿久根総合運動公園テニスコート改修工事。

濱田洋一委員長

款、項、目、節をお願いしますね。

川畑二美委員

10款教育の6項保健体育の2目の体育施設管理事務、決算額が5700、180、6000円の阿久根総合運動公園テニスコート改修工事。4面のテニスコートを改修してるんですけど、とても金額的に大きいもんですから、ぜひ見てみたいと思います。もう工事は終わってるんですけど、はい。

濱田洋一委員長

川畑委員はほかにございませんか。

これだけでよろしいですか。

これだけでいいですか。

〔川畑二美委員「はい、すいません」と呼ぶ〕

ほかありませんか。

〔川畑二美委員「ほかはありません、はい」と呼ぶ〕

1件だけ。

〔川畑二美委員「1件、はい」と呼ぶ〕

ほかにございませんか。

白石純一委員

成果説明書の2款1項7目。

濱田洋一委員長

何ページですか。

白石純一委員

成果説明書のごめんなさい4ページ、2款1項7目旧国民宿舎跡地活用事務で、先ほど申しました、展望を楽しめる状況となったとあるんですが、そうなっているのかの確認です。

濱田洋一委員長

白石委員、1件だけですか。

〔白石純一委員「はい」と呼ぶ〕

ほかに御希望ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、成果説明書の10款6項2目総合運動公園のテニスコートの改修工事の確認について。そして、もう1点につきましては、成果説明書の2款1項7目旧国民宿舎跡地活用につきまして確認したいということでございます。

そのように御意見がありましたので、これらについて現地調査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔発言する者あり〕

休憩します。

(休憩 午後2時44分～午後2時49分)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

現地調査を行うことに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

異議ありという発言がありましたので、現地調査を行うことにつきましては、起立により採決します。

この採決は、御希望があった場所ごとに行います。

まず、10款6項2目総合運動公園内のテニスコート改修事業につきまして、現地調査を行うことに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数と認めます。

よって、この事業については、現地調査を行わないことに決しました。

続きまして、2款1項7目旧国民宿舎跡地活用事業につきまして、展望所の確認をしたいということでございましたが、この現地調査を行うことに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。

よって、この事業については、現地調査を行うことに決しました。

現地調査準備のため暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時52分～午後2時58分)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

ただいまから現地調査を行います。

玄関前にですね3時10分に、公用車が参りますので、すぐ出発いたします。

それでは、よろしく申し上げます。

(現地調査 午後2時58分～午後3時30分)

濱田洋一委員長

現地調査に引き続き、委員会を再開します。

ここで、現地調査を行った事項について、再度、所管課等に出席を求めて質疑を行う必要があるかお伺いいたします。

所管課等への再質疑を希望される委員はいらっしゃいませんか。

白石純一委員

お願いします。

濱田洋一委員長

それでは、再質疑の申出がありましたので、議案第1号中、2款1項7目旧国民宿舎跡地活用事業について、再度、所管課等に出席を求め、質疑を行います。

所管課等の出席があるまで、暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時31分～午後3時38分)

○ 認定第1号 令和5年度阿久根市歳入歳出決算認定について（一般会計）

[財政課入室]

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

認定第1号を議題とし、財政課所管の事項について審査に入ります。

質疑をお願いします。

白石純一委員

現地調査をさせていただきまして、この件について、私、この事業の年度終了後間もない6月の議会でも質問させていただきましたが、そのときに拝見したときと比べれば大分開けて、伐開もされて、視界もよくなっているようでした。それは大変評価したいと思います。そのときは車両進入禁止という看板もですね、やぶに覆われて見えないぐらいだったんですけども、それもきれいになっておりました。

ただし、今の形態は、工事用のコーンとバーで、またその車両進入禁止という看板も併せて、必ずしもその中にどんどん入っていいですよというような、ウエルカム、招かれるような雰囲気ではなくてですね、そこが展望所であるという表示もありませんので、むしろ、あまり入らないでくれというような雰囲気にすら見える、今の状態ではないかと思えます。

せっかくきれいにしていただいたにもかかわらず、それでは少しもったいないなという

気がするんですけども、その現状についてはどうお考えでしょうか。

猿楽財政課長

現地も、見ていただいたとおり整備もしているんですけども、先ほどもお答えしたとおり、正式な展望所としてはまだ確定されていない。ただし、その間に、かつてのシンボリックな存在であった国民宿舎である、市民の方々もそこを財産とあってらっしゃるといって、何もなくその先にきれいな眺望があるというところの仕切りをちょっと奥にやっけて、眺望を楽しんでいただくために、あそこをやったというところで、ただ、立入禁止のゾーンというのは、車両立入りが禁止されて人は行っていいところなんです。

具体的な展望所としての、まだ、柵が、柵というか本格的なそういうのがないもんで、なかなか広報を含め積極的にそれをできない状況である。

それを一歩進めるに当たっては、やはり、年次的な、あるいは財政的な状況も含めて、それを投資できるかどうかということにまで至るのではないかと考えており、今の、言葉は悪いですけども、宙ぶらりんな状況においては、積極的な広報等も少し控えている。ただし、見てもいいですよという範囲を広げましたよというもので、市民の方々も少しでも楽しんでいただける、あるいは阿久根にはこういうところがあるんだよということを知ってもらえればということが今のところの目的でございます。

白石純一委員

市民の人には本当に大事な場所だと、結婚式もしたんだと、いろんな区切りで行って食事をしたり、あるいは泊まったりと、まさに市民にとっての財産であったわけで、今も市民の方から「あいはどげんなつとつとよ」とよく聞かれます。展望所になる、展望できるようにするんだよというのは私は言ってるんですけども、せっかくですから、そこまでやられたのであれば、今後、より有効活用できるように、今、途中経過ということでしょうけれども、時間はそれほど悠長には構えてられない、阿久根の観光づくりのためには構えてられないと思いますので、ぜひその辺を前向きに御検討いただければと思います。

そして、最後にもう1点、西側、まあ大分、北側、北西側は開けて眺望が楽しめるんですが、西側はほとんど木々にブロックされているというのは、民有地だから伐採、伐開ができないということなんですか。

猿楽財政課長

今、地籍図を少し確認したところ、阿久根市の名義である部分がございます。過去に伐木等も行っている時期がございましたので、計画的に、令和に入ってから2度、伐木をしたという形跡がございますので、昨年度が工事依頼をかけて、また、木はもちろん生き物ですから伸びてくるもので、眺望の障害となると判断されたときには、そのような管理もしていきたいと考えております。

白石純一委員

繰り返しになりますが、せっかく開けていただいたので、西側も有効に眺望を楽しめるようにしていただくことを切にお願いして、終わります。ありがとうございます。

濱田洋一委員長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第1号中、財政課所管の事項について審査を一時中止します。

〔財政課退室〕

- 認定第1号 令和5年度阿久根市歳入歳出決算認定について（一般会計）
- 認定第2号 令和5年度阿久根市歳入歳出決算認定について（国民健康保険特別会計）
- 認定第3号 令和5年度阿久根市歳入歳出決算認定について（交通災害共済特別会計）
- 認定第4号 令和5年度阿久根市歳入歳出決算認定について（介護保険特別会計）
- 認定第5号 令和5年度阿久根市歳入歳出決算認定について（後期高齢者医療特別会計）
- 認定第6号 令和5年度阿久根市水道事業会計の決算の認定について

濱田洋一委員長

それでは、ここで総括した質疑についてお伺いします。

総括した質疑を希望される委員は、ここで通告をお願いします。

なお、発言されるときは、決算書等の掲載されているページ、款、項、目、節、事業や業務の名称、質疑の内容をお願いいたします。

それでは、総括した質疑の通告はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

通告がありませんので、総括した質疑は行わないことといたします。

それでは、総括した質疑が終了しましたので、採決に進みます。

念のために申し上げます。

議案に対する賛成・反対の表明については、討論の中で行うようお願いします。

- 認定第1号 令和5年度阿久根市歳入歳出決算認定について（一般会計）

濱田洋一委員長

それでは、認定第1号を議題とします。

認定第1号について、討議に入ります。

討議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔竹原信一委員「あります」と呼ぶ〕

反対討論ですか。

〔竹原信一委員「反対討論です」と呼ぶ〕

反対討論ですか。

〔竹原信一委員「はい、このままでやっていいんですか」と呼ぶ〕

濱田洋一委員長

はい。

竹原信一委員

それでは、反対する理由を何件か述べさせていただきます。

まず最初に申し上げたいのは、コンビニの住民票発行。

あれ、実は計算してみると、1件当たり2,000円市が支払う。本人が、2,200円か。2,200円ほど払うこととなります。

濱田洋一委員長

竹原委員。はっきり言ってくださいね。

竹原信一委員

市が2,200円、そして発行、住民が200円という、つまり2,400円ほど1件につきかかるん

ですよね。もうこの事業自体がどうなのかなど。過去に、受益者負担ということで、住民票発行値上げするという議案が出たことがあります。そういったことも考えあわせ、また今後、人口が減っていくということを考えるとですね、この事業自体を始めたことに疑問があります。

次に、障害者用の電動車椅子もいまだに使われていないと。1回も使われていない。採用するときには市場調査をしなかった。ほかの自治体についても、使われたかどうかを調べもしなかった。おまけに、職員がそれを点検してもいないと。動きを確認してもいなければ貸し出すときに指導もできない。貸し出したものが返ってきたときに整備も恐らくできる状態にはない。もう体制がめちゃくちゃなんですね。この事業のやり方。やれるかどうかも分からないような状況で物事を進めるっていうのは、もうほかの多くの事業と同じ体質です。こんな市役所にお金を預けていいのかなと思うような状態であるということがはっきり分かりました。

それから、出生祝い金10万円、例えばこれ500円ですると200枚なんですね。子供が生まれたばかりに大変な時期に、半年間しか使えない商品券200枚。おまけにこれを渡すときに訪問拒否を解消になる、この例が3件。もう恩着せがましい上に、相手のためになるということをするというのを考えてもいない。

市民がこの阿久根市とほかの自治体をどこを選ぶかといったらはっきりしてます。

市民のことを第一に考える気がない、能力がない。

あきれてものが言えません。

そして、最後にもう1件、交通安全、総務課長が答えてくれましたけれども、交通事故が大分減ったのが、事業評価をAにした理由であると。理由は車の性能が上がったからだ。車の性能が上がったことと市の事業とは全く関係ありません。なのに、自分たちの成果のようにする。

もう考え方が完全に間違ってます。

もう話にならない、この市役所のやり方は。

濱田洋一委員長

ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論を終結します。

それでは、認定第1号、令和5年度阿久根市歳入歳出決算認定について（一般会計）を採決します。

本件は起立により採決します。

認定第1号について、認定すべきものと決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認め、認定第1号は認定すべきものと決しました。

○ 認定第2号 令和5年度阿久根市歳入歳出決算認定について（国民健康保険特別会計）

濱田洋一委員長

次に、認定第2号を議題とします。

認定第2号について、討議に入ります。

討議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論を終結します。

それでは、認定第2号、令和5年度阿久根市歳入歳出決算認定について（国民健康保険特別会計）を採決します。

認定第2号は認定すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、認定第2号は認定すべきものと決しました。

○ 認定第3号 令和5年度阿久根市歳入歳出決算認定について（交通災害共済特別会計）

濱田洋一委員長

次に、認定第3号を議題とします。

認定第3号について、討議に入ります。

討議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論を終結します。

それでは、認定第3号、令和5年度阿久根市歳入歳出決算認定について（交通災害共済特別会計）を採決します。

認定第3号は認定すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、認定第3号は認定すべきものと決しました。

○ 認定第4号 令和5年度阿久根市歳入歳出決算認定について（介護保険特別会計）

濱田洋一委員長

次に、認定第4号を議題とします。

認定第4号について、討議に入ります。

討議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論に入ります。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論を終結します。

それでは、認定第4号、令和5年度阿久根市歳入歳出決算認定について（介護保険特別会計）を採決します。

認定第4号は認定すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、認定第4号は認定すべきものと決しました。

○ 認定第5号 令和5年度阿久根市歳入歳出決算認定について（後期高齢者医療特別会計）

濱田洋一委員長

次に、認定第5号を議題とします。

認定第5号について、討議に入ります。

討議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論を終結します。

それでは、認定第5号、令和5年度阿久根市歳入歳出決算認定について（後期高齢者医療特別会計）を採決します。

認定第5号は認定すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、認定第5号は認定すべきものと決しました。

○ 認定第6号 令和5年度阿久根市水道事業会計の決算の認定について

濱田洋一委員長

次に、認定第6号を議題とします。

認定第6号について、討議に入ります。

討議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論を終結します。

それでは、認定第6号、令和5年度阿久根市水道事業会計の決算の認定についてを採決します。

認定第6号は認定すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、認定第6号は認定すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託された案件は全て議了しました。

本日採決されました案件に対する委員会審査報告書の作成及び委員長報告につきまして、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で決算特別委員会を散会いたします。

（散会 午後3時56分）

決算特別委員会委員長 濱田洋一